

福岡県公報

平成二十九年三月三十日
号外 ①

目次

条 例 (第三号一第十七号)

○福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	……………三
○福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	……………四
○福岡県職員の育児休業等に関する条例及び福岡県職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	……………三三
○福岡県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	……………三五
○福岡県税条例等の一部を改正する条例	(税務課)	……………三五
○福岡県自転車等の安全で適正な利用の促進に関する条例	(生活安全課)	……………四六
○福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一 部を改正する条例	(医療指導課)	……………四八
○福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び風俗管 業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正 する条例	(児童家庭課)	……………四八
○福岡県障がいをする理由とする差別の解消の推進に関する条例	(障害者福祉課)	……………四九
○福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例	(建築都市総務課)	……………六〇
○福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(教育庁社会教育課)	……………六五
○福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		

公布された条例のあらまし

○福岡県公立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例 の一部を改正する条例	(教育庁教職員課)	……………六五
○福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部警務課)	……………七五
○福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部警務課)	……………七五
◇福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	(総務部人事課)	
1 最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部を改正する政令の制定に伴い、所要の規 定の整備を行うこととした。		
2 この条例は、公布の日から施行することとした。		
◇福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(総務部人事課)	
1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成二十九年一月三十一日付けの給与に 関する報告及び勧告に鑑み、医療職給料表の見直しを行うとともに、家畜保健衛生所 等に勤務する獣医師に適用する給料表を新設するほか、所要の規定の整備を行うこと とした。		
2 一 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。		
二 所要の経過措置を設けることとした。		
三 関係条例の一部を改正することとした。		
◇福岡県職員の育児休業等に関する条例及び福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条 例の一部を改正する条例	(総務部人事課)	
1 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護 を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、育児休業等の 対象となる子の範囲を拡大するほか、所要の規定の整備を行うこととした。		

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕〒 812-0023 福岡市博多区奈良屋町 3 番 1 号 久野 印刷株式会社 (電話 092-262-5726)

2 一 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

1 国において配偶者同行休業制度が見直されたことに鑑み、地方公務員法第二十六条の六第三項の規定に基づき、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる場合を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県税条例等の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 地方税法等の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の制定に伴い、自動車取得税の廃止及び自動車税における環境性能割の導入を行うとともに、地方消費税の税率の引上げ時期、法人県民税の法人税割の税率の引下げ時期及び法人事業税の税率の引上げ時期の変更並びに個人県民税における住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長を行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成三十一年十月一日から施行することとした。ただし、附則第 一条各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

(人づくり・県民生活部生活安全課)

1 歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県及び自転車利用者の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることとした。

2 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。ただし、第十一条、第十三条及び第十四条の規定は、平成二十九年十月一日から施行することとした。

◇福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部医療指導課)

1 児童福祉法等の一部を改正する法律の制定による母子保健法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

◇福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(福祉労働部児童家庭課)

1 児童福祉法等の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

◇福岡県障がい者理由とする差別の解消の推進に関する条例

(福祉労働部障害者福祉課)

1 障がい及び障がいのある人への誤解及び偏見並びに社会的障壁の存在により、障がいのある人の自立及び社会参加がまだ妨げられている状況に鑑み、障がいを理由とする差別の解消を推進し、何人も障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与するため、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別に関する相談に的確に対応し紛争の防止又は解決を図るための体制、啓発の基本方針等を定めることとした。

2 一 この条例は、平成二十九年十月一日から施行することとした。ただし、第三章 第四節及び第四章の規定並びに附則第三条中福岡県職員の特種勤務手当に関する条例第六条第一項第一号の改正規定、附則第八条中福岡県職員の給料の調整額に関する条例第二条の表障害者更生相談所の項の改正規定(「障害者更生相談所」を「障がい者更生相談所」に改める部分に限る。)並びに附則第十二条(福岡県 公の施設の設置及び管理に関する条例第十四条第二項の表の改正規定及び第十五条第二項の表の改正規定に限る。)、附則第十七条(福岡県障害者リハビリテーションセンター条例の題名の改正規定及び第一条の改正規定中「福岡県障害者リハビリテーションセンター」を「福岡県障がい者リハビリテーションセンター」

に改める部分に限る。）、附則第二十二條（福岡県障害者施策審議会条例第二條第二項第三号及び第四号の改正規定を除く。）及び附則第二十五條の規定は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

二 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

（建築都市部建築都市総務課）

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の制定に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査に係る手数料等について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

◇福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（教育庁社会教育課）

1 経済社会情勢の変化に伴い、所期の目的を達した福岡県立ふれあいの家北九州を廃止することとした。

2 この条例は、平成二十九年十月一日から施行することとした。

◇福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（教育庁教職員課）

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成二十九年一月三十一日付けの給与に関する報告及び勧告に鑑み、医療職給料表の見直しを行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

三 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

（教育庁教職員課）

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による市町村立学校職員給与負担法の一部改正により都道府県の条例で定数を定めることとされている市町村立学校の職員から指定都市の職員が除かれ

たこと並びに県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い当該学校の職員の定数を改めるほか、市町村立の義務教育学校の設置に伴い所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

◇福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

（警察本部警務課）

1 警察法施行令の一部が改正され地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準が改められることに伴い、本県警察官の定員及び階級別定員を改めることとした。

2 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

◇福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（警察本部警務課）

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成二十九年一月三十一日付けの給与に関する報告及び勧告に鑑み、医療職給料表の見直しを行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

三 関係条例の一部を改正することとした。

条 例

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十九年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三号

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の項中「第十八条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四号

福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号イ中「医療職給料表(一)」を「医師職給料表」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「医療職給料表(三)」を「看護師職給料表」に改め、同号ハを同号ロとし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 特定獣医師職給料表（別表第四）

第六条第二項中「別表第四」を「別表第五」に改める。

第七条第五項中「医療職給料表(一)」を「医師職給料表」に改める。

第十条の二第一項中「第四号」を「第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第五号」に、「第三号まで」を「第四号まで」に改め、同項第一号中「医療職給料表(一)」を「医師職給料表」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 次に掲げる職に応じ、次に定める額

イ 行政職給料表の適用を受ける職員の職 月額四万五千円

ロ 特定獣医師職給料表の適用を受ける職員の職 月額三万五百円

第十条の二第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち薬学、栄養学、公衆衛生看護学その他の医療に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額二万九千円

第十三条の二の二中「医療職給料表(一)」を「医師職給料表」に改める。

付則第三十七項中「別表第四ホ」を「別表第五ニ」に改める。

別表第二イ中「医療職給料表(一)」を「医師職給料表」に改め、別表第二イ備考中「医療職等（病院、保健福祉環境事務所、保健福祉研究所等を含む。以下同じ。）」「保健福祉環境事務所等」に改め、別表第二ロを削り、別表第二ハ中「医療職給料表(三)」を「看護師職給料表」に改め、別表第二ハ備考中「本庁、病院、保健福祉環境事務所」を「保健福祉環境事務所」に改め、「保健師、助産師、」を削り、別表第二ハを別表第二ロとする。

別表第四ロ及びハを次のように改める。

ロ 医師職給料表級別標準職務表

職務の級	標 準 職 務
1 級	技師の職務
2 級	技術主査の職務
3 級	保健福祉環境事務所の副保健監の職務
4 級	1 本庁の部長の職務 2 医監の職務 3 保健福祉環境事務所の保健監の職務

備考 この表において「本庁」とは、イ 行政職給料表級別標準職務表備考1に定めるものをいう。

ハ 看護師職給料表級別標準職務表

職務の級	標 準 職 務
1 級	准看護師である技師の職務
2 級	1 看護師である技師の職務 2 経験を必要とする業務を行う准看護師である技師の職務
3 級	主任技師の職務
4 級	技術主査の職務
5 級	看護長の職務
6 級	1 参事の職務 2 総看護長の職務

別表第四中二を削り、ホをニとし、同表に次の一表を加える。

ホ 特定獣医師職給料表級別標準職務表

職務の級	標 準 職 務
1 級	技師の職務
2 級	主任技師の職務
3 級	技術主査の職務
4 級	係長の職務
5 級	家畜保健衛生所の課長の職務
6 級	家畜保健衛生所の長の職務
7 級	困難な業務を行う家畜保健衛生所の長の職務

別表第四を別表第五とし、別表第三の次に次の一表を加える。

別表第4 (第6条関係) 特定獣医師職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,600	231,900	275,500	287,100	318,000	361,800	407,300
	2	164,300	233,900	277,900	289,300	320,200	364,400	409,700
	3	166,000	235,900	280,500	291,600	322,500	366,900	412,200
	4	167,700	237,600	283,100	293,700	324,700	369,500	414,600
	5	169,300	239,900	285,500	295,700	326,900	371,500	416,500
	6	171,800	242,000	288,000	298,000	328,900	374,000	418,800
	7	174,200	243,800	290,500	300,300	331,100	376,300	420,900
	8	176,600	245,800	293,200	302,500	333,300	378,800	423,100
	9	178,800	247,800	295,500	304,600	335,300	381,300	425,100
	10	180,500	249,400	298,000	306,900	337,400	384,000	427,200
	11	182,200	251,000	300,300	309,100	339,400	386,600	429,300
	12	183,900	252,500	302,700	311,400	341,500	389,300	431,400
	13	185,600	253,900	305,200	313,500	343,600	391,700	433,100
	14	187,400	256,000	307,500	315,600	345,600	394,000	434,900
	15	189,200	257,900	309,700	317,800	347,700	396,200	436,900
	16	190,900	259,700	311,900	319,900	349,700	398,600	438,900
	17	192,800	261,500	313,900	322,000	351,600	400,400	440,800
	18	194,600	263,600	316,100	324,000	353,500	402,400	442,600
	19	196,400	265,700	318,300	326,100	355,400	404,300	444,400
	20	198,200	267,800	320,400	328,100	357,400	406,100	446,100
	21	199,800	270,100	322,200	330,000	359,200	408,000	447,900
	22	201,600	272,400	324,200	332,100	361,000	409,800	449,400
	23	203,400	274,400	326,300	334,100	363,000	411,600	450,800
	24	205,200	276,700	328,300	336,200	364,900	413,500	452,300
	25	206,900	278,700	330,200	337,700	366,900	415,300	453,700
	26	208,700	280,900	332,300	339,600	368,800	416,800	455,000
	27	210,500	283,000	334,300	341,500	370,800	418,300	456,300
	28	212,300	285,000	336,400	343,400	372,800	419,900	457,500
	29	213,700	287,200	338,200	345,100	374,700	421,500	458,500
	30	215,500	289,100	340,100	347,000	376,600	422,800	459,200
	31	217,200	291,100	342,000	348,900	378,500	424,100	460,000
	32	219,000	293,000	343,900	350,700	380,200	425,300	460,700
	33	220,500	295,000	345,200	352,600	381,600	426,500	461,400
	34	222,200	296,700	347,100	354,400	383,200	427,800	462,200
	35	223,800	298,400	349,000	356,200	384,700	429,100	462,900
	36	225,400	300,000	350,900	357,900	386,300	430,300	463,500
	37	226,900	301,500	352,700	359,300	387,800	431,500	464,000
	38	228,500	303,000	354,500	360,600	388,700	432,300	464,600
	39	230,000	304,500	356,300	362,000	389,800	433,100	465,200
	40	231,500	306,100	358,100	363,400	390,800	433,900	465,800
	41	232,700	307,700	359,900	364,700	391,800	434,500	466,300
	42	234,100	309,200	361,300	365,600	393,000	435,200	466,800
	43	235,200	310,700	362,800	366,700	394,200	435,900	467,200
	44	236,700	312,300	364,200	367,800	395,300	436,600	467,500

	45	238,100	313,900	365,200	368,600	396,200	437,400	467,800
	46	239,300	315,500	366,300	369,500	396,900	438,200	
	47	240,300	317,000	367,400	370,400	397,600	438,600	
	48	241,600	318,500	368,400	371,300	398,300	439,300	
	49	243,000	319,700	369,300	372,200	398,800	439,800	
	50	244,100	321,300	369,600	373,000	399,300	440,200	
	51	245,300	322,800	370,100	373,800	399,800	440,600	
	52	246,500	324,300	370,600	374,600	400,200	441,000	
	53	247,500	325,500	371,000	375,300	400,600	441,400	
	54	248,900	327,100	371,600	376,000	400,900	441,800	
	55	250,300	328,600	372,200	376,700	401,200	442,200	
	56	251,800	330,100	372,800	377,400	401,500	442,500	
	57	253,200	331,300	373,400	377,900	401,800	442,800	
	58	254,600	332,900	374,000	378,500	402,100	443,200	
	59	256,000	334,400	374,600	379,100	402,400	443,500	
	60	257,300	335,900	375,200	379,800	402,700	443,800	
	61	258,400	337,100	375,600	380,200	403,000	444,100	
	62	259,600	338,700	376,100	380,900	403,300		
	63	260,900	340,200	376,700	381,500	403,600		
	64	262,100	341,700	377,300	382,100	403,900		
	65	263,300	342,900	377,800	382,500	404,200		
	66	264,400	344,500	378,400	383,100	404,500		
	67	265,600	346,000	378,700	383,700	404,800		
	68	266,800	347,500	379,200	384,300	405,100		
再任 用職 員以 外の 職員	69	268,000	348,700	379,800	384,700	405,300		
	70	269,100	349,900	380,300	385,200	405,600		
	71	270,400	351,100	380,800	385,700	405,900		
	72	271,700	352,300	381,300	386,300	406,200		
	73	272,800	353,300	381,800	386,600	406,400		
	74	273,800	354,300	382,300	387,000	406,700		
	75	274,800	355,200	382,800	387,400	407,000		
	76	275,900	356,200	383,200	387,800	407,200		
	77	277,100	357,100	383,600	388,100	407,400		
	78	278,100	357,800	383,900	388,400	407,700		
	79	278,900	358,600	384,200	388,700	408,000		
	80	279,900	359,400	384,400	389,000	408,200		
	81	280,600	360,000	384,600	389,200	408,400		
	82	281,500	360,500	384,900	389,500	408,700		
	83	282,300	361,100	385,200	389,800	409,000		
	84	283,200	361,600	385,400	390,000	409,200		
	85	284,200	362,100	385,600	390,200	409,400		
	86	285,000	362,300	385,900	390,500	409,700		
	87	285,800	362,900	386,200	390,800	410,000		
	88	286,600	363,500	386,400	391,000	410,200		
	89	287,400	363,800	386,600	391,200	410,400		
	90	287,900	364,300	386,900	391,500	410,700		
	91	288,300	364,700	387,200	391,800	411,000		
	92	288,800	365,200	387,400	392,000	411,200		

	93	289,200	365,700	387,600	392,200	411,400		
	94		366,200	387,900	392,500	411,700		
	95		366,700	388,200	392,800	412,000		
	96		367,100	388,400	393,000	412,200		
	97		367,300	388,600	393,200	412,400		
	98		367,700	388,900	393,500			
	99		368,200	389,200	393,800			
	100		368,600	389,400	394,000			
	101		368,900	389,600	394,200			
	102			389,900	394,500			
	103			390,200	394,800			
	104			390,400	395,000			
	105			390,600	395,200			
	106			390,900	395,500			
	107			391,200	395,800			
	108			391,400	396,000			
	109			391,600	396,200			
	110				396,500			
	111				396,800			
	112				397,000			
	113				397,200			
再任用職員		240,000	261,300	282,500	288,900	314,600	356,000	389,100

備考 この表は、家畜保健衛生所及び食肉衛生検査所に勤務する獣医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

第二条 平成二十九年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてこの条例による改正前の福岡県職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)

別表第二の適用を受けていた職員のうち、この条例による改正後の福岡県職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第一、別表第二及び別表第四の適用を受けることとなる職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)

(以下「旧給料表」という。)は、切替日の前日においてその者に適用されていた給料表(以下「旧給料表」という。)、切替日に適用を受けることとなる給料表(以下「新給料表」という。)及び切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に対応する附則別表第一の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が定められているときは、改正後の給与条例別表第五に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

第三条 切替日の前日において改正前の給与条例別表第二の適用を受けていた職員のうち、改正後の給与条例別表第一、別表第二及び別表第四の適用を受けることとなる職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧給料表、新給料表、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて附則別表第二に定める号給とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される職員の新号給は、旧給料表、新給料表、旧級、新級及び旧号給に応じて附則別表第三に定める号給とする。

(切替えの特例)

第四条 切替日に職務の級を異にして異動する職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における前二条の規定の適用については、附則第二条中「切替日の前日においてその者が属していた職務の級」とあるのは「その者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に属する職務の級」と、前条第一項中「切替日の前日においてその者が受けていた号給」とあるのは「その者が切替日

の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に受ける号給」とする。

2 前条の規定の適用を受ける職員について、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の号給を調整することができる。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第五条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(行政職給料表の号給の特例)

第六条 附則第二条及び第三条の規定により、改正後の給与条例別表第一の適用を受けることとなる職員に係る同表の規定の適用については、当分の間、同表号給欄に百四十二号給から百九十三号給までの号給が掲げられているものとし、同表二級から五級までの欄に、職務の級及び号給に応じて附則別表第四に定める給料月額がそれぞれ掲げられているものとする。この場合において、改正後の給与条例第七条第六項の規定の適用については、同項中「最高の号給」とあるのは「最高の号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が二級から五級までであるものにあつては福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年福岡県条例第四号)附則別表第四に定める最高の号給)」とする。

(職務の級の経過的特例)

第七条 切替日の前日から引き続き在職する職員で切替日以後改正後の給与条例別表第五口医師職給料表級別標準職務表二級の項に規定する職を占める職員のうち困難な業務を処理する職の職務の級は、三級とする。この場合において、改正後の給与条例第六条第三項の規定の適用については、同項中「級別標準職務表及び人事委員会規則で定める基準」とあるのは「級別標準職務表及び人事委員会規則で定める基準並びに福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年福岡県条例第四号)附則第七条の規定」とする。

(平成三十年三月三十一日までに新たに採用された職員の特例)

第八条 切替日から平成三十年三月三十一日までの間に新たに給料表の適用を受けることとなる職員のうち、切替日の前日に新たに給料表の適用を受ける職員となつたとして場合に改正前の給与条列及びこれに基づく人事委員会規則の規定（以下「改正前の給与条列等」という。）により改正前の給与条列別表第二号又はハの適用を受けることとなる職員の採用の日における職務の級及び号給は、改正前の給与条列等がおその効力を有するとした場合に、切替日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給をそれぞれ旧給料表、旧級及び旧号給とみなして附則第二条から第四条までの規定を適用したときにその者に適用されることとなる職務の級及び号給とする。

（初任給調整手当の経過的特例）

第九条 附則第二条及び第三条の規定の適用を受ける職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の改正後の給与条列第十条の二の規定の適用については、同条第一項第四号の規定は適用せず、同項中「第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第五号」とあるのは「第五号」と、「第四号まで」とあるのは「第三号まで」と、同項第三号イ中「四万五千元」とあるのは「三万五百円」とする。

（福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第十条 福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「医療職給料表の適用を受ける」を削る。

（福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正）

第十一条 福岡県職員の給料の調整額に関する条例（昭和三十三年福岡県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表児童福祉施設及び児童相談所の項及び精神保健福祉センターの項中「医療職給料表(三)」を「看護師職給料表」に改める。

付則第七項の見出し及び同項中「医療職特例給料表(二)」を「行政職特例給料表」に改め、付則に次の一項を加える。

（給料表の切替えに伴う特例）

9 福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年福岡県条例第四号）附則第二条及び第三条の規定の適用を受ける保健師及び助産師に関する第

二条の規定の適用については、第二条の表児童福祉施設及び児童相談所の項及び精神保健福祉センターの項中「管理職員及び看護師職給料表の適用を受ける者を除く。」とあるのは「管理職員及び看護師職給料表の適用を受ける者並びに福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年福岡県条例第四号）附則第二条及び第三条の規定の適用を受ける保健師及び助産師を除く。」とする。

別表口中「~~函嶺嶺嶺嶺嶺~~」を「~~函嶺嶺嶺嶺嶺~~」に改め、別表ハを削り、別表二中「~~函嶺嶺嶺嶺嶺~~」を「~~函嶺嶺嶺嶺嶺~~」に改め、別表中二をハとし、ホをニとし、同表に次の一表を加える。

ホ 特定獣医師職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,400 円
2 級	9,400 円
3 級	10,500 円
4 級	10,800 円
5 級	11,100 円
6 級	11,900 円
7 級	12,500 円

（給料の調整額の経過措置）

第十二条 この条例による改正後の福岡県職員の給料の調整額に関する条例（以下「改正後の調整額条例」という。）第二条の規定による給料の調整を行う職員の職を占める職員のうち、附則第二条及び第三条の規定の適用を受ける職員で、その者に係る調整基本額が人事委員会規則で定める経過措置基準額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成三十四年三月三十一日までの間、改正後の調整額条例第二条の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、その額に福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じた額）（その額に一円未満の端数を生じた場合はこれを切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

（福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第十三条 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年福岡県条例第四号。以下「平成二十八年改正条例」という。）の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「医療職特例給料表〔C〕を「行政職特例給料表」に改め、同条第二項中「医療職特例給料表〔C〕を「行政職特例給料表」に、「特五級」を「特四級」に改める。

附則別表第四中「国務省令第三十七号」を「国務省令第三十七号」に改め、同表の職務の級の項中「第五級」を「第四級」に改める。

第十四条 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年福岡県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「同表三級の項」を「福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年福岡県条例第四号）による改正後の給与条例別表第五二研究職給料表級別標準職務表三級の項」に改める。

（行政職特例給料表適用者の特例）

第十五条 平成二十八年改正条例附則第六条の規定の適用を受ける職員から地方公務員

法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員となつた職員のうち、改正後の給与条例別表第五イ行政職給料表級別標準職務表二級及び三級の項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の給料月額については、改正後の給与条例別表第一の規定にかかわらず、二十五万六千円とする。

（給料の切替えに伴う経過措置の特例）

第十六条 附則第二条及び第三条の規定の適用を受ける職員に対する福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年福岡県条例第六号）附則第二条第一項（以下「平成二十六年改正条例附則第二条第一項」という。）及び福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年福岡県条例第四十四号）附則第六条第一項（以下「平成二十六年改正条例附則第六条第一項」という。）の規定の適用については、平成二十六年改正条例附則第二条第一項及び平成二十六年改正条例附則第六条第一項中「引き続き同一の給料表の適用を受ける職員」とあるのは「平成二十九年三月三十一日までの間引き続き同一の給料表の適用を受け、福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年福岡県条例第四号）附則第二条及び第三条の規定の適用を受けた職員」と、平成二十六年改正条例附則第六条第一項中「同日」とあるのは「切替日の前日」とする。

（人事委員会規則への委任）

第十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表第 1 (附則第 2 条関係) 職務の級の切替表

旧 給 料 表	新 給 料 表	旧 級	新 級
医療職給料表 (一)	医 師 職 給 料 表	1 級	1 級
		2 級	2 級
		3 級	3 級
			4 級
4 級	4 級		
医療職給料表 (二)	行 政 職 給 料 表 特定獣医師職給料表	2 級	1 級
			2 級
		3 級	2 級
		4 級	2 級
		5 級	3 級
			4 級
		6 級	5 級
		7 級	6 級
8 級	7 級		
医療職給料表 (三)	行 政 職 給 料 表	2 級	1 級
		3 級	2 級
		4 級	2 級
			3 級
		5 級	3 級
			4 級
	6 級	5 級	
		6 級	
	看 護 師 職 給 料 表	1 級	1 級
		2 級	2 級
		3 級	3 級
		4 級	4 級
5 級		5 級	
6 級		6 級	

附則別表第 2（附則第 3 条関係）旧級がこれに対応する附則別表第 1 の新級欄に二の職務の級が定められている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表

イ 旧給料表が医療職給料表（一）である職員の新号給

新給料表 旧級 旧号給	医師職給料表		
	1 級	2 級	4 級
1	1	1	1
2	2	2	2
3	3	3	3
4	4	4	4
5	5	5	5
6	6	6	6
7	7	7	7
8	8	8	8
9	9	9	9
10	10	10	10
11	11	11	11
12	12	12	12
13	13	13	13
14	14	14	14
15	15	15	15
16	16	16	16
17	17	17	17
18	18	18	18
19	19	19	19
20	20	20	20
21	21	21	21
22	22	22	22
23	23	23	23
24	24	24	24
25	25	25	25
26	26	26	26
27	27	27	27
28	28	28	28
29	29	29	29
30	30	30	30
31	31	31	31
32	32	32	32
33	33	33	33
34	34	34	34
35	35	35	35
36	36	36	36
37	37	37	37
38	38	38	38
39	39	39	39
40	40	40	40
41	41	41	41
42	42	42	42
43	43	43	43
44	44	44	44
45	45	45	45
46	46	46	46
47	47	47	47
48	48	48	48
49	49	49	49
50	50	50	50
51	51	51	51
52	52	52	52
53	53	53	53
54	54	54	54
55	55	55	55
56	56	56	56
57	57	57	57

58	58	58	58
59	59	59	59
60	60	60	60
61	61	61	61
62	62	62	62
63	63	63	63
64	64	64	64
65	65	65	65
66		66	
67		67	
68		68	
69		69	
70		70	
71		71	
72		72	
73		73	
74		74	
75		75	
76		76	
77		77	
78		78	
79		79	
80		80	
81		81	
82		82	
83		83	
84		84	
85		85	
86		86	
87		87	
88		88	
89		89	
90		90	
91		91	
92		92	
93		93	
94		94	
95		95	
96		96	
97		97	

ロ 旧給料表が医療職給料表（二）である職員の新号給

新給料表 旧級 旧号給	行政職給料表					特定獣医師職給料表				
	3級	4級	6級	7級	8級	3級	4級	6級	7級	8級
1	18	33	19	27	15	1	9	17	20	30
2	19	34	20	29	17	1	10	18	21	31
3	20	35	21	30	18	1	11	19	22	32
4	21	36	22	32	19	1	12	20	23	33
5	21	37	23	33	21	1	13	21	24	34
6	22	38	24	34	22	2	14	22	25	35
7	23	38	26	35	24	3	15	23	26	36
8	24	39	27	36	26	4	16	24	27	37
9	25	40	28	37	28	5	17	25	28	38
10	25	40	29	38	30	6	18	26	29	39
11	26	41	30	39	33	7	19	27	30	40
12	27	42	31	40	37	8	20	28	31	41
13	28	42	32	41	41	9	21	29	32	42
14	29	43	33	42	45	10	22	30	33	43
15	30	44	34	43	45	11	23	31	34	44
16	30	45	35	44	45	12	24	32	35	45
17	31	46	37	45	45	13	25	33	36	45
18	32	47	38	46	45	14	26	34	37	45
19	33	48	40	47	45	15	27	35	38	45
20	34	49	41	48	45	16	28	36	39	45
21	35	50	41	49	45	17	29	37	40	45
22	35	51	42	51	45	18	30	38	41	45
23	36	52	43	52	45	19	31	39	42	45
24	37	53	44	53	45	20	32	40	43	45
25	38	54	45	53	45	21	33	41	44	45
26	38	55	46	54	45	22	34	42	45	45
27	39	56	47	55	45	23	35	43	46	45
28	40	57	48	57	45	24	36	44	47	45
29	41	58	49	58	45	25	37	45	48	45
30	42	59	50	59	45	26	38	46	49	45
31	43	60	51	59	45	27	39	47	50	45
32	44	61	52	60	45	28	40	48	51	45
33	45	62	53	61	45	29	41	49	52	45
34	46	63	54	63	45	30	42	50	53	45
35	46	64	55	64	45	31	43	51	54	45
36	47	65	56	66	45	32	44	52	55	45
37	48	66	57	68	45	33	45	53	56	45
38	49	67	58	69		34	46	54	57	
39	50	68	59	70		35	47	55	58	
40	51	69	60	70		36	48	56	59	
41	52	71	61	72		37	49	57	60	
42	53	72	62	72		38	50	58	61	
43	54	73	63	73		39	51	59	61	
44	55	74	65	74		40	52	60	61	
45	56	74	65	75		41	53	61	61	
46	56	75	66	76		42	54	62	61	
47	58	76	67	77		43	55	63	61	
48	58	77	68	77		44	56	64	61	
49	59	78	69	78		45	57	65	61	
50	60	80	70	79		46	58	66	61	
51	61	81	71	80		47	59	67	61	
52	62	82	72	81		48	60	68	61	
53	63	84	73	82		49	61	69	61	
54	64	85	74			50	62	70		
55	65	87	75			51	63	71		
56	65	88	76			52	64	72		
57	66	89	77			53	65	73		
58	67	90	78			54	66	74		

59	68	91	79			55	67	75		
60	68	92	80			56	68	76		
61	70	94	81			57	69	77		
62	70	94	82			58	70	78		
63	71	95	83			59	71	79		
64	72	96	84			60	72	80		
65	73	98	85			61	73	81		
66	73	100	86			62	74	82		
67	74	101	87			63	75	83		
68	74	103	88			64	76	84		
69	75	104	88			65	77	85		
70	75	105	90			66	78	86		
71	76	107	91			67	79	87		
72	76	108	91			68	80	88		
73	76	109	92			69	81	89		
74	77	111	94			70	82	90		
75	77	112	95			71	83	91		
76	77	114	95			72	84	92		
77	78	115	96			73	85	93		
78	78	116	98			74	86	94		
79	79	118	99			75	87	95		
80	79	119	99			76	88	96		
81	80	119	100			77	89	97		
82	80	120				78	90			
83	80	122				79	91			
84	81	122				80	92			
85	82	124				81	93			
86	82	124				82	94			
87	82	125				83	95			
88	83	126				84	96			
89	83	127				85	97			
90	84	127				86	98			
91	84	128				87	99			
92	85	129				88	100			
93	85	130				89	101			
94	85	131				90	101			
95	86	132				91	101			
96	87	133				92	101			
97	87	133				93	101			
98	87	134				94	101			
99	88	135				95	101			
100	88	136				96	101			
101	88	137				97	101			
102	89	138				98	101			
103	89	139				99	101			
104	90	140				100	101			
105	90	141				101	101			
106	90					101				
107	91					101				
108	91					101				
109	91					101				
110	92					101				
111	92					101				
112	93					101				
113	94					101				

ハ 旧給料表が医療職給料表（三）である職員の新号給

新給料表 旧級 旧号給	行政職給料表			看護師職給料表				
	2 級	3 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	31	27	1	1	1	1	1	1
2	32	28	2	2	2	2	2	2
3	34	29	3	3	3	3	3	3
4	35	30	4	4	4	4	4	4
5	36	31	5	5	5	5	5	5
6	37	32	6	6	6	6	6	6
7	38	33	7	7	7	7	7	7
8	40	34	8	8	8	8	8	8
9	41	34	9	9	9	9	9	9
10	42	35	10	10	10	10	10	10
11	43	36	11	11	11	11	11	11
12	43	37	12	12	12	12	12	12
13	44	37	13	13	13	13	13	13
14	45	38	14	14	14	14	14	14
15	46	39	15	15	15	15	15	15
16	47	39	16	16	16	16	16	16
17	48	40	17	17	17	17	17	17
18	48	40	18	18	18	18	18	18
19	49	41	19	19	19	19	19	19
20	50	41	20	20	20	20	20	20
21	51	42	21	21	21	21	21	21
22	52	42	22	22	22	22	22	22
23	53	43	23	23	23	23	23	23
24	54	43	24	24	24	24	24	24
25	55	44	25	25	25	25	25	25
26	56	45	26	26	26	26	26	26
27	57	45	27	27	27	27	27	27
28	59	46	28	28	28	28	28	28
29	60	47	29	29	29	29	29	29
30	61	48	30	30	30	30	30	30
31	62	48	31	31	31	31	31	31
32	63	49	32	32	32	32	32	32
33	64	50	33	33	33	33	33	33
34	65	51	34	34	34	34	34	34
35	66	52	35	35	35	35	35	35
36	67	52	36	36	36	36	36	36
37	67	53	37	37	37	37	37	37
38	68	54	38	38	38	38	38	38
39	69	55	39	39	39	39	39	39
40	70	56	40	40	40	40	40	40
41	71	57	41	41	41	41	41	41
42	71	57	42	42	42	42	42	42
43	72	58	43	43	43	43	43	43
44	72	59	44	44	44	44	44	44
45	73	60	45	45	45	45	45	45
46	74	61	46	46	46	46	46	46
47	74	62	47	47	47	47	47	47
48	75	63	48	48	48	48	48	48
49	76	63	49	49	49	49	49	49
50	77	64	50	50	50	50	50	50
51	78	65	51	51	51	51	51	51
52	79	66	52	52	52	52	52	52
53	79	67	53	53	53	53	53	53
54	81	67	54	54	54	54	54	54
55	82	68	55	55	55	55	55	55
56	83	69	56	56	56	56	56	56
57	84	70	57	57	57	57	57	57
58	86	71	58	58	58	58	58	58

59	87	72	59	59	59	59	59	59
60	88	73	60	60	60	60	60	60
61	89	73	61	61	61	61	61	61
62	91	74	62	62	62	62	62	62
63	92	75	63	63	63	63	63	63
64	93	76	64	64	64	64	64	64
65	93	77	65	65	65	65	65	65
66	93	77	66	66	66	66	66	66
67	93	78	67	67	67	67	67	67
68	93	80	68	68	68	68	68	68
69	93	80	69	69	69	69	69	69
70	93	81	70	70	70	70	70	70
71	93	83	71	71	71	71	71	71
72	93	84	72	72	72	72	72	72
73	93	85	73	73	73	73	73	73
74	93	87	74	74	74	74	74	74
75	93	88	75	75	75	75	75	75
76	93	90	76	76	76	76	76	76
77	93	91	77	77	77	77	77	77
78	93	93	78	78	78	78	78	
79	93	95	79	79	79	79	79	
80	93	98	80	80	80	80	80	
81	93	100	81	81	81	81	81	
82	93	103	82	82	82	82	82	
83	93	105	83	83	83	83	83	
84	93	107	84	84	84	84	84	
85	93	110	85	85	85	85	85	
86	93	112	86	86	86	86	86	
87	93	115	87	87	87	87	87	
88	93	118	88	88	88	88	88	
89	93	120	89	89	89	89	89	
90	93	123	90	90	90	90	90	
91	93	125	91	91	91	91	91	
92	93	126	92	92	92	92	92	
93	93	128	93	93	93	93	93	
94	93	129	94	94	94	94	94	
95	93	131	95	95	95	95	95	
96	93	133	96	96	96	96	96	
97	93	134	97	97	97	97	97	
98	93	135	98	98	98	98	98	
99	93	136	99	99	99	99	99	
100	93	137	100	100	100	100	100	
101	93	138	101	101	101	101	101	
102	93	139	102	102	102	102	102	
103	93	140	103	103	103	103	103	
104	93	141	104	104	104	104	104	
105	93	142	105	105	105	105	105	
106	93	143	106	106	106	106	106	
107	93	144	107	107	107	107	107	
108	93	145	108	108	108	108	108	
109	93	146	109	109	109	109	109	
110	93	147	110	110	110	110		
111	93	148	111	111	111	111		
112	93	149	112	112	112	112		
113	93	150	113	113	113	113		
114	93	152	114	114	114	114		
115	93	153	115	115	115	115		
116	93	154	116	116	116	116		
117	93	155	117	117	117	117		
118	93	156	118	118	118	118		
119	93	157	119	119	119	119		
120	93	158	120	120	120	120		

121	93	159	121	121	121	121		
122	93	160	122	122	122			
123	93	161	123	123	123			
124	93	162	124	124	124			
125	93	163	125	125	125			
126	93		126	126				
127	93		127	127				
128	93		128	128				
129	93		129	129				
130	93		130	130				
131	93		131	131				
132	93		132	132				
133	93		133	133				
134	93		134	134				
135	93		135	135				
136	93		136	136				
137	93		137	137				
138	93		138	138				
139	93		139	139				
140	93		140	140				
141	93		141	141				
142	93		142	142				
143	93		143	143				
144	93		144	144				
145	93		145	145				
146	93		146	146				
147	93		147	147				
148	93		148	148				
149	93		149	149				
150	93		150	150				
151	93		151	151				
152	93		152	152				
153	93		153	153				
154			154					
155			155					
156			156					
157			157					
158			158					
159			159					
160			160					
161			161					
162			162					
163			163					
164			164					
165			165					
166			166					
167			167					
168			168					
169			169					

附則別表第 3（附則第 3 条関係）旧級がこれに対応する附則別表第 1 の新級欄に二の職務の級が定められている職務の級である職員の号給の切替表
イ 旧給料表が医療職給料表（一）である職員の新号給

新給料表		医師職給料表	
旧級		3 級	
旧号給	新級	3 級	4 級
	1		1
2		2	1
3		3	1
4		4	1
5		5	1
6		6	1
7		7	1
8		8	1
9		9	1
10		10	1
11		11	1
12		12	1
13		13	1
14		14	1
15		15	1
16		16	1
17		17	1
18		18	1
19		19	1
20		20	1
21		21	1
22		22	1
23		23	1
24		24	1
25		25	1
26		26	2
27		27	3
28		28	4
29		29	5
30		30	6
31		31	7
32		32	8
33		33	9
34		34	10
35		35	11
36		36	12
37		37	13
38		38	14
39		39	15
40		40	16
41		41	17
42		42	18
43		43	19
44		44	20
45		45	21
46		46	22
47		47	23
48		48	24
49		49	25
50		50	26
51		51	27
52		52	28
53		53	29
54		54	30
55		55	31

56	56	32
57	57	33
58	58	34
59	59	35
60	60	36
61	61	37
62	62	37
63	63	38
64	64	38
65	65	39
66	66	39
67	67	40
68	68	40
69	69	41
70	70	41
71	71	42
72	72	42
73	73	42
74	74	42
75	75	43
76	76	43
77	77	43
78	78	43
79	79	44
80	80	44
81	81	44
82	82	44
83	83	45
84	84	45
85	85	45
86	86	45
87	87	46
88	88	46
89	89	47

ロ 旧給料表が医療職給料表（二）である職員の新号給

新給料表 旧級	行政職給料表				特定獣医師職給料表			
	2 級		5 級		2 級		5 級	
新級 旧号給	1 級	2 級	3 級	4 級	1 級	2 級	3 級	4 級
1	29	18	32	16	13	1	9	9
2	30	18	33	17	14	1	10	10
3	31	18	34	18	15	1	11	11
4	32	18	36	20	16	1	12	12
5	33	18	37	21	17	1	13	13
6	34	18	38	22	18	1	14	14
7	35	18	39	23	19	1	15	15
8	36	18	40	24	20	1	16	16
9	37	18	42	26	21	1	17	17
10	37	18	43	27	22	1	18	18
11	38	18	44	28	23	1	19	19
12	39	18	46	30	24	1	20	20
13	40	18	47	31	25	1	21	21
14	41	18	48	32	26	1	22	22
15	42	18	49	33	27	1	23	23
16	43	18	50	34	28	1	24	24
17	44	18	51	35	29	1	25	25
18	45	19	52	36	30	1	26	26
19	46	20	53	37	31	1	27	27
20	47	21	54	38	32	1	28	28
21	48	21	55	39	33	1	29	29
22	48	22	56	40	34	2	30	30
23	49	23	57	41	35	3	31	31
24	50	24	58	42	36	4	32	32
25	51	25	59	43	37	5	33	33
26	52	25	60	44	38	6	34	34
27	53	26	61	45	39	7	35	35
28	53	27	62	46	40	8	36	36
29	54	28	63	47	41	9	37	37
30	55	29	64	48	42	10	38	38
31	56	30	65	49	43	11	39	39
32	57	30	65	49	44	12	40	40
33	58	31	66	50	45	13	41	41
34	59	32	67	51	46	14	42	42
35	60	33	68	52	47	15	43	43
36	61	34	70	54	48	16	44	44
37	62	35	71	55	49	17	45	45
38	63	35	72	56	50	18	46	46
39	64	36	73	57	51	19	47	47
40	65	37	75	59	52	20	48	48
41	66	38	76	60	53	21	49	49
42	67	38	77	61	54	22	50	50
43	68	39	78	62	55	23	51	51
44	69	40	79	63	56	24	52	52
45	70	41	80	64	57	25	53	53
46	71	42	81	65	58	26	54	54
47	72	43	83	67	59	27	55	55
48	73	44	84	68	60	28	56	56
49	74	45	86	70	61	29	57	57
50	75	46	88	72	62	30	58	58
51	76	46	90	74	63	31	59	59
52	77	47	91	75	64	32	60	60
53	78	48	92	76	65	33	61	61
54	79	49	94	78	66	34	62	62
55	80	50	95	79	67	35	63	63
56	81	51	97	81	68	36	64	64
57	82	52	98	82	69	37	65	65

58	83	53	99	83	70	38	66	66
59	84	54	101	84	71	39	67	67
60	85	55	103	84	72	40	68	68
61	86	56	103	84	73	41	69	69
62	87	56	105	85	74	42	70	70
63	88	58	106	85	75	43	71	71
64	89	58	107	85	76	44	72	72
65	90	59	108	85	77	45	73	73
66	91	60	110	86	78	46	74	74
67	92	61	111	86	79	47	75	75
68	93	62	113	87	80	48	76	76
69	93	63	114	88	81	49	77	77
70	93	63	115	89	82	50	78	78
71	93	64	116	90	83	51	79	79
72	93	64	118	91	84	52	80	80
73	93	65	119	92	85	53	81	81
74	93	65	120	92	86	54	82	82
75	93	65	122	94	87	55	83	83
76	93	65	124	96	88	56	84	84
77	93	66	125	97	89	57	85	85
78	93	66	127	98	90	58	86	86
79	93	67	128	98	91	59	87	87
80	93	67	130	99	92	60	88	88
81	93	68	131	100	93	61	89	89
82	93	68	133	101	93	62	90	90
83	93	68	134	102	93	63	91	91
84	93	68	135	103	93	64	92	92
85	93	70	137	105	93	65	93	93
86	93	70	138	105	93	66	94	94
87	93	70	140	106	93	67	95	95
88	93	70	142	107	93	68	96	96
89	93	70	143	108	93	69	97	97
90	93	70	144	108	93	70	98	98
91	93	70	146	110	93	71	99	99
92	93	70	147	111	93	72	100	100
93	93	70	148	112	93	73	101	101
94	93	70	150	114	93	74	102	102
95	93	70	151	115	93	75	103	103
96	93	70	152	116	93	76	104	104
97	93	70	154	118	93	77	105	105
98	93	70	155	119	93	78	106	106
99	93	71	156	120	93	79	107	107
100	93	71	157	121	93	80	108	108
101	93	71	158	122	93	81	109	109
102	93	71			93	82		
103	93	71			93	83		
104	93	71			93	84		
105	93	71			93	85		

ハ 旧給料表が医療職給料表（三）である職員の新号給

新給料表		行政職給料表					
旧級		4 級		5 級		6 級	
新級	旧号給	2 級	3 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	1	42	35	35	27	21	17
	2	42	35	36	28	22	18
	3	43	35	38	30	23	19
	4	43	35	39	31	24	20
	5	44	35	40	32	25	21
	6	44	35	41	33	26	22
	7	45	35	42	34	28	24
	8	45	35	43	35	29	25
	9	46	35	44	36	30	26
	10	46	35	45	37	31	27
	11	47	35	46	38	32	28
	12	47	35	47	39	33	29
	13	48	35	48	40	34	30
	14	49	35	49	41	35	31
	15	50	35	50	42	36	32
	16	50	35	51	43	38	34
	17	51	35	51	43	39	35
	18	52	36	52	44	40	36
	19	53	38	53	45	41	37
	20	53	39	54	46	42	38
	21	54	40	55	47	43	39
	22	55	41	55	47	44	40
	23	56	42	56	48	45	41
	24	57	43	57	49	46	42
	25	58	44	58	50	47	43
	26	59	45	59	51	48	44
	27	60	46	60	52	49	45
	28	61	47	60	52	51	46
	29	61	48	61	53	52	46
	30	62	49	62	54	53	47
	31	63	50	62	54	54	47
	32	64	51	63	55	56	48
	33	65	51	64	56	57	49
	34	66	52	65	57	59	50
	35	67	53	66	58	60	50
	36	68	54	66	58	63	52
	37	69	55	67	59	65	53
	38	70	55	68	60	69	54
	39	71	56	69	61	74	55
	40	72	57	70	62	80	55
	41	73	58	71	63	86	56
	42	74	59	72	64	91	56
	43	75	60	73	65	97	57
	44	76	60	74	66	102	59
	45	77	61	76	68	107	60
	46	78	62	77	69	111	61
	47	79	62	78	70	115	61
	48	80	63	80	72	120	62
	49	81	64	81	73	126	63
	50	83	65	83	75	130	63
	51	85	66	85	77	135	64
	52	87	66	87	79	139	65
	53	88	67	90	82	144	65
	54	90	68	92	84	148	66
	55	92	69	94	86	152	66
	56	95	70	96	88	157	67
	57	96	71	98	90	161	68

58	99	72	100	92	163	69
59	102	73	102	92	166	69
60	105	74	103	92	167	69
61	107	76	105	93	170	70
62	110	77	106	93	171	70
63	113	78	108	93	173	71
64	116	80	110	94	175	71
65	119	81	111	94	178	72
66	123	83	113	95	179	72
67	126	85	115	97	180	72
68	128	87	117	99	181	72
69	131	90	118	99	181	72
70	133	90	120	100	181	72
71	136	92	122	102	181	72
72	139	92	123	103	181	72
73	141	94	126	105	181	72
74	143	94	127	106	181	72
75	146	96	129	107	181	72
76	148	96	131	108	181	72
77	150	98	132	108	181	72
78	152	100	134	110		
79	154	102	136	112		
80	155	103	137	113		
81	157	105	138	113		
82	158	105	140	114		
83	159	106	142	115		
84	161	106	143	116		
85	162	108	144	116		
86	163	108	146	118		
87	165	110	148	120		
88	166	110	150	122		
89	167	111	151	123		
90	168	111	152	124		
91	169	113	154	126		
92	170	113	156	128		
93	171	115	158	130		
94	172	115	159	131		
95	173	117	161	133		
96	174	117	162	134		
97	175	117	163	135		
98	176	117	165	137		
99	177	118	167	139		
100	179	118	168	140		
101	180	118	169	141		
102	181	118	171	143		
103	182	120	172	144		
104	183	120	173	145		
105	185	120	174	146		
106	186	120	175	147		
107	187	122	177	149		
108	188	122	177	149		
109	190	122	177	149		
110	191	122				
111	192	123				
112	193	123				
113	193	126				
114	193	126				
115	193	127				
116	193	127				
117	193	129				
118	193	129				
119	193	131				

120	193	131				
121	193	132				

附則別表第 4 (附則第 6 条関係) 特例号給表

職員の区分	職務の級 号 給	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	106				410,700
	107				411,000
	108				411,200
	109				411,400
	110				411,700
	111				412,000
	112				412,200
	113				412,400
	114				412,700
	115				413,000
	116				413,200
	117				413,400
	118				413,700
	119				414,000
	120				414,200
	121				414,400
	122			395,500	414,700
	123			395,800	415,000
	124			396,000	415,200
	125			396,200	415,400
	126			396,500	415,700
	127			396,800	416,000
	128			397,000	416,200
	129			397,200	416,400
	130			397,500	416,700
	131			397,800	417,000
	132			398,000	417,200
	133			398,200	417,400
	134	349,600		398,500	417,700
	135	350,000		398,800	418,000
	136	350,400		399,000	418,200
	137	350,900		399,200	418,400
	138	351,300		399,500	418,700
	139	351,700		399,800	419,000
	140	352,100		400,000	419,200
	141	352,600		400,200	419,400
	142	353,000	388,000	400,500	419,700
	143	353,400	388,300	400,800	420,000
	144	353,800	388,500	401,000	420,200
	145	354,300	388,700	401,200	420,400
	146	354,700	389,000	401,500	420,700
	147	355,100	389,300	401,800	421,000
	148	355,500	389,500	402,000	421,200
	149	356,000	389,700	402,200	421,400

再任用職員以外の職員

150	356,400	390,000	402,500	421,700
151	356,800	390,300	402,800	422,000
152	357,200	390,500	403,000	422,200
153	357,700	390,700	403,200	422,400
154	358,100	391,000		422,700
155	358,500	391,300		423,000
156	358,900	391,500		423,200
157	359,400	391,700		423,400
158	359,800	392,000		423,700
159	360,200	392,300		424,000
160	360,600	392,500		424,200
161	361,100	392,700		424,400
162	361,500	393,000		424,700
163	361,900	393,300		425,000
164	362,300	393,500		425,200
165	362,800	393,700		425,400
166	363,200	394,000		425,700
167	363,600	394,300		426,000
168	364,000	394,500		426,200
169	364,500	394,700		426,400
170	364,900	395,000		426,700
171	365,300	395,300		427,000
172	365,700	395,500		427,200
173	366,200	395,700		427,400
174	366,600	396,000		427,700
175	367,000	396,300		428,000
176	367,400	396,500		428,200
177	367,900	396,700		428,400
178	368,300			428,700
179	368,700			429,000
180	369,100			429,200
181	369,600			429,400
182	370,000			
183	370,400			
184	370,800			
185	371,300			
186	371,700			
187	372,100			
188	372,500			
189	373,000			
190	373,400			
191	373,800			
192	374,200			
193	374,700			

福岡県職員の育児休業等に関する条例及び福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五号

福岡県職員の育児休業等に関する条例及び福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の育児休業等に関する条例(平成四年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ(2)を次のように改める。

(2) その養育する子(育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ)が一歳六か月に達する日(第二条の第三号において「一歳六か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第二条第三号口中「次条第三号」を「第二条の第三号」に、「子の一歳到達日」を「子が一歳に達する日(以下この号及び同条において「一歳到達日」という。)(一)に改める。

第二条の三を第二条の四とする。

第二条の二第三号中「当該子が一歳六か月に達する日」を「当該子の一歳六か月到達日」に改め、同条を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

(育児休業法第二条第一項の条例で定める者)

第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の四第一号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されてい

る当該児童とする。

第三条第一号を次のように改める。

一 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ 死亡した場合

ロ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第三条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「第二条の二第三号」を「第二条の三第三号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 育児休業をしている職員が、第五条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ 前号イ又はロに掲げる場合

ロ 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除された場合

第十一条第一号を次のように改める。

一 育児短時間勤務(育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第三条第一号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

第十一条第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 育児短時間勤務をしている職員が、第十四条第一号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第三条第二号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

第二十三条第二項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第十六条の二の規

定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の下に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

(福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成十年福岡県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第九条の第三項中「子のある職員」を「子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項から第三項までにおいて同じ。)のある職員」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前三項の規定は、第十六条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項から第三項までにおいて同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第二項中「三歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委

員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第一項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。))における」と、第二項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と読み替えるものとする。

第十二条中「介護休暇」の下に「介護時間」を加える。
第十六条第一項中「職員が」の下に「要介護者(」を、「もの」の下に「をいう。以下同じ。))」を、「ため、」の下に「任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。))内において」を加え、同条第二項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間」を「指定期間」に改める。
第十六条の次に次の一条を加える。

(介護時間)

第十六条の二 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。))内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第三項の規定は、介護時間について準用する。

第十七条第四項中「前条第三項」を「第十六条第三項」に改める。

第十八条中「介護休暇」の下に「介護時間」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第二条の規定による改正前の福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十六条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この条において単に「初日」という。）から起算して六月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十六条第一項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して六月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

福岡県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第六号

福岡県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年福岡県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、第二項」を「から第三項まで」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第六条の二 法第二十六条の六第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者（法第二十六条の六第一項に規定する配偶者をいう。次条第一号及び第八条第一項第一号から第三号までにおいて同じ。）の第四条第一号の外国での勤務が同日後も引き続きことその他人事委員会がこれに準ずると認める事情とする。

第七条第一号中「（法第二十六条の六第一項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第一項第一号から第三号までにおいて同じ。）を削る。」

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第七号

福岡県税条例等の一部を改正する条例

（福岡県税条例の一部改正）

第一条 福岡県税条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

付則第五条の三の二第一項中「平成四十一年度」を「平成四十三年度」に、「平成三十一年」を「平成三十三年」に改め、同条第四項中「平成三十一年」を「平成三十三年」に改める。

付則第九条の三第一項中「大気汚染防止法」の下に「（昭和四十三年法律第九十七号）」を加え、「平成二十八年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第一号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に改め、同項第二号中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に改め、同項の表第五十条第一項第一号イの項中「第五十条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第五十条第一号ロの項中「第五十条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第五十条第一項第二号イの項中「第五十条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第五十条第一項第二号ロの項中「第五十条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第五十条第一項第二号ハ(1)の項中「第五十条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第五十条第一項第二号ハ(2)の項中「第五十条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第五十条第一項第三号イ(1)（ア）に改め、同表第五十条第一項第三号イ(1)（イ）の項中「第五十条第一項第三号イ(1)（イ）」を「第一項第三号イ(1)（イ）」に改め、同表第五十条第一項第三号イ(2)の項中「第五十条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第五十条第一項第三号イ(4)

同表第五十条第一項第三号ロ(8)の項中「第五十条第一項第三号ロ(8)」を「第一項第三号ロ(8)」に改め、同表第五十条第一項第四号イ(1)の項中「第五十条第一項第四号イ(1)」を「第一項第四号イ(1)」に改め、同表第五十条第一項第四号イ(2)の項中「第五十条第一項第四号イ(2)」を「第一項第四号イ(2)」に改め、同表第五十条第一項第四号ロ(1)の項中「第五十条第一項第四号ロ(1)」を「第一項第四号ロ(1)」に改め、同表第五十条第一項第四号ロ(2)の項中「第五十条第一項第四号ロ(2)」を「第一項第四号ロ(2)」に改め、同表第五十条第一項第五号の項中「第五十条第一項第五号」を「第一項第五号」に改め、同表第五十条第二項第一号の項中「第五十条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第五十条第二項第二号の項中「第五十条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、同表第三項中「平成二十七年基標準エネルギー消費効率に百分の百十」を「基標準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百二十」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「にあつては平成二十七年年度分の自動車税に限り、当該自動車」が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表第五十条第一項第一号イの項中「第五十条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第五十条第一項第一号ロの項中「第五十条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第五十条第一項第二号イの項中「第五十条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第五十条第一項第二号ロの項中「第五十条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第五十条第一項第二号ハ(1)の項中「第五十条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第五十条第一項第二号ハ(2)の項中「第五十条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第五十条第一項第三号イ(1)アの項中「第五十条第一項第三号イ(1)ア」を「第一項第三号イ(1)ア」に改め、同表第五十条第一項第三号イ(1)イの項中「第五十条第一項第三号イ(1)イ」を「第一項第三号イ(1)イ」に改め、同表第五十条第一項第三号イ(2)の項中「第五十条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第五十条第一項第三号イ(4)の項中「第五十条第一項第三号イ(4)」を「第一項第三号イ(4)」に改め、同表第五十条第一項第三号イ(5)の項中「第五

十条第一項第三号イ(5)」を「第一項第三号イ(5)」に改め、同表第五十条第一項第三号イ(6)の項中「第五十条第一項第三号イ(6)」を「第一項第三号イ(6)」に改め、同表第五十条第一項第三号イ(7)の項中「第五十条第一項第三号イ(7)」を「第一項第三号イ(7)」に改め、同表第五十条第一項第三号イ(8)の項中「第五十条第一項第三号イ(8)」を「第一項第三号イ(8)」に改め、同表第五十条第一項第三号ロ(1)アの項中「第五十条第一項第三号ロ(1)ア」を「第一項第三号ロ(1)ア」に改め、同表第五十条第一項第三号ロ(1)イの項中「第五十条第一項第三号ロ(1)イ」を「第一項第三号ロ(1)イ」に改め、同表第五十条第一項第三号ロ(2)の項中「第五十条第一項第三号ロ(2)」を「第一項第三号ロ(2)」に改め、同表第五十条第一項第三号ロ(4)の項中「第五十条第一項第三号ロ(4)」を「第一項第三号ロ(4)」に改め、同表第五十条第一項第三号ロ(5)の項中「第五十条第一項第三号ロ(5)」を「第一項第三号ロ(5)」に改め、同表第五十条第一項第三号ロ(6)の項中「第五十条第一項第三号ロ(6)」を「第一項第三号ロ(6)」に改め、同表第五十条第一項第三号ロ(7)の項中「第五十条第一項第三号ロ(7)」を「第一項第三号ロ(7)」に改め、同表第五十条第一項第三号ロ(8)の項中「第五十条第一項第三号ロ(8)」を「第一項第三号ロ(8)」に改め、同表第五十条第一項第四号イ(1)の項中「第五十条第一項第四号イ(1)」を「第一項第四号イ(1)」に改め、同表第五十条第一項第四号イ(2)の項中「第五十条第一項第四号イ(2)」を「第一項第四号イ(2)」に改め、同表第五十条第一項第四号ロ(1)の項中「第五十条第一項第四号ロ(1)」を「第一項第四号ロ(1)」に改め、同表第五十条第一項第四号ロ(2)の項中「第五十条第一項第四号ロ(2)」を「第一項第四号ロ(2)」に改め、同表第五十条第一項第五号の項中「第五十条第一項第五号」を「第一項第五号」に改め、同表第五十条第二項第一号の項中「第五十条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第五十条第二項第二号の項中「第五十条第二項第二号」を「第二項第二号」に改める。

付則第十二条の二の六第三項中「租税特別措置法第三十七条の十四の二第四項第一号」を「同項第一号」に改める。

付則第三十二条第一項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加える。

第二条 福岡県税条例の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第四十五条」に、

「第七節 自動車取得税(第三十五条第七節の二 軽油引取税(第四十六

―第四十五条）
 条―第四十七条の二十七）」を「第七節 軽油引取税（第四十六条―第四十七条の二十七）」に、「第五十七条」を「第五十七条の十三」に改める。

第二条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第三条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条第一項中「以下この条」を「第三項」に、「証紙徴収」を「軽油引取税、自動車税（環境性能割及び証紙徴収）」に、「自動車税、自動車取得税、軽油引取税」を「種別割に限る。」に改め、同条第五項中「証紙徴収」を「自動車税（環境性能割及び証紙徴収）」に、「自動車税及び自動車取得税（検査対象軽自動車（以下本条及び第四十条において「軽自動車」という。）に係るものを除く）」を「種別割に限る」に、「委任する」を「、それぞれ委任する」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「第二十条の十第一項の」を「第二十条の十の規定による」に改め、「交付」の下に「に関する事務」を加え、「は、これを行うものとする」を「にも委任する」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同項を同条第七項とする。

第九条第一項中「自動車取得税、軽油引取税」を「軽油引取税、自動車税の環境性能割」に、「以下この条」を「次項」に、「においては」を「には」に改める。

「第七節 自動車取得税」を削る。

第三十四条から第四十五条までを次のように改める。

第三十四条から第四十五条まで 削除

第二章第七節の二を同章第七節とする。

第四十八条を次のように改める。

（自動車税の納税義務者等）

第四十八条 自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて

、当該自動車の所有者に種別割によつて、それぞれ課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業

者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第五項に規定する運行をいう。次条第三項及び第四項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として施行令で定めるものを含まないものとする。

3 自動車の所有者が法第四十八条第一項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第一項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

第五十七条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」を「種別割」に、「規則の」を「規則で」に改め、同条を第五十七条の十三とする。

第五十六条を削る。

第五十五条を次のように改める。

（種別割に係る不申告等に関する過料）

第五十五条 種別割の納税義務者又は第四十九条第一項に規定する自動車の売主が前二条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

第五十五条を第五十七条の十二とする。

第五十四条の二中「第四十八条第二項」を「第四十九条第一項」に、「規則の」を「規則で」に改め、「の各号」を削り、同条を第五十七条の十一とする。

第五十四条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「第四十二条第一項各号」を「第五十六条第一項各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号」に、「申告書を規則の定めるところにより」を「、規則で定める様式による申告書を」に改め、同条第二号中「第四十九条」を「第五十条」に改め、同条第五号中「法第四十五条第三項」を「第四十八条第三項の規定により種別割を課される自動車」に改め、同条第二項中「者が」を「者は」に、「道路運送車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録」を「新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録又は移転登録」に、「ときは」を「場合には」に、「際」を「ときに」、規則で定める様式による」に改め、「規則の定めるところにより」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「自動車税」を「種別割」に、

「が第一項又は第二項」を「は、第一項又は前項」に、「前項の例により」を「規則で定める様式による」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4 前三項の申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 納税義務者（所有者以外の使用者が納税義務者である場合には、当該使用者及び所有者）の住所及び氏名又は名称

二 自動車の種類、用途、車名及び型式

三 乗車定員、最大積載量及び総排気量

四 定置場

五 自動車登録番号

六 車台番号

七 第一項各号に掲げる事実の発生した日及びその事由

八 その他知事が必要と認める事項

第五十四条を第五十七条の十とする。

第五十三条の二の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税の徴収」を「種別割の徴収について」に改め、同条第二項中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「第百五十条第一項」を「第百七十七条の十第一項」に、「自動車税」を「種別割」に、「同項」を「第五十七条の六に規定する種別割」に、「第一項」を「前項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 知事は、前項の規定により種別割を証紙徴収の方法によつて徴収しようとする場合には、納税者が新規登録の申請をしたときに、次条第一項又は第二項の申告書に種別割額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させる方法により、その税金を払い込ませるものとする。

第五十三条の二第四項中「知事は」の下に、「第二項の規定により種別割を証紙徴収の方法によつて徴収しようとする場合において」を加え、「自動車税額」を「前項の規定にかかわらず、種別割額」に、「によつて自動車税」を「により、その税金」に改め、同条第五項中「の規定による」を「第一項又は第二項の」に、「規定によつて」を「規定により」に、「自動車税」を「種別割」に、「においては」を「には」に改め、同条第六項中「証紙代金収納計器による自動車税額」を「種別割額」に、「

の表示の」を「を証紙代金収納計器で表示させる」に、「自動車税の」を「種別割の」に改め、同条を第五十七条の九とする。

第五十三条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「自動車の」を「種別割が課された自動車の」に改め、同条を第五十七条の八とする。

第五十二条の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「賦課期日」を「前条に規定する種別割の賦課期日」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第五十七条の七とする。

第五十一条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第五十七条の六とする。

第五十条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税の税率は、」を削り、「掲げる」の下に「自動車に対して課する種別割の税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める」を加え、同項第四号中「除く」の下に「。以下この号において同じ」を加え、同号イ(1)中「一般乗合用のもの」を「一般乗合用バス」に、「供するもの」を「供するバス」に改め、「。以下自動車税について同様とする」を削り、同条第二項中「あるもの」の下に「に対して課する種別割」を加え、「額を」を「額を、」に改め、同条を第五十七条の五とする。

第四十九条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同項第三号中「自動車登録ファイル」を「自動車登録ファイル」に、「による」を「に限る」に、「もつぱら」を「専ら」に改め、同条第二項中「に定める申請書によつて知事に申請し」を「で定める様式による申請書を知事に提出し」に改め、同条第三項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 日本赤十字社が取得した自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号のいずれかに該当するものに対しては、環境性能割を課さない。

一 救急自動車

二 血液事業の用に供する自動車

第四十九条を第五十条とし、同条の次に次の十条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第五十一条 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として施行規則で定めるところにより算定した金額(第五十三条において「通常の取得価額」という。)とする。

(環境性能割の税率)

第五十二条 次に掲げる自動車(法第四十九条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。))の規定の適用を受けるものを除く。)

一 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第四十九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第一号において同じ。)

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次号において「排出ガス保安基準」という。))で施行規則で定めるもの(以下この号及び次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。))に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(第四項において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。))以上であること。

ロ 車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。)

以下この項及び次項において同じ。)が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。))に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第四十九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第二号において同じ。)

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号及び次項第二号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。))に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(次項第二号ハ(1)において「平成二十八年軽油重量車基準」という。)に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号及び次項第二号において「平成二十一年軽油重量車基準」という。)に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- 2 次に掲げる自動車(法第四十九条第一項及び前項(第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。
- 一 次に掲げるガソリン自動車
- イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。
- ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- 二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、

次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

3 法第四十九条第一項及び前二項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。

4 第一項（第一号イ及びロに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イに係る部分に限る。）の規定は、平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ(3)	基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第四項において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）	法第四十九条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第一号イ(3)において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十を乗じて得た数値
第一項第一号ロ(3)	基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四
第二項第一号イ(3)	平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八

（環境性能割の免税点）

第五十三条 通常の取得価額が五十万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

（環境性能割の納税地）

第五十四条 環境性能割の納税地は、当該環境性能割が課された自動車の主たる定置

場の所在地を管轄する九州運輸局福岡運輸支局又は同支局の自動車検査登録事務所の所在地とする。

(環境性能割の徴収の方法)

第五十五条 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第五十六条 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、規則で定める様式による申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

一 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時

二 道路運送車両法第十三条第一項の規定による移転登録(以下この号及び第五十七条の十第二項において「移転登録」という。)を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時)

三 前二号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)

四 前三号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

2 自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、前項各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、規則で定める様式による報告書を知事に提出しなければならない。

(環境性能割の納付の方法)

第五十七条 環境性能割の納税義務者は、前条第一項又は法第六十一条の規定により環境性能割額を納付する場合(法第七十条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。次項において同じ。)には、前条第一項の申告書又は法第六十一条第二項の修正申告書に当該環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。次項及び第三項において同じ。)に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させる方法により納付しなければならない。

2 環境性能割の納税義務者は、前条第一項又は法第六十一条の規定により環境性能割額を納付する場合において、知事が特別の事情があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該環境性能割額に相当する現金を納付することができる。

3 第一項に規定する環境性能割額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させる方法その他証紙代金収納計器による環境性能割の徴収について必要な事項は、知事が定める。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第五十七条の二 環境性能割の納税義務者が第五十六条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

(譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等)

第五十七条の三 知事は、譲渡により担保の目的となつている財産(以下この項において「譲渡担保財産」という。)が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者(設定者が交代した場合に新たに設定者となる者を除く。)に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 知事は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予する。

3 自動車の取得者は、前項の申告をする場合には、第五十六条第一項の申告書を提出したときに、規則で定める様式による申告書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、第二項の規定による徴収の猶予をした場合には、当該徴収の猶予がされた環境性能割額に係る延滞金額のうち当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除する。

5 知事は、第二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消すものとする。この場合において、徴収の猶予を取り消さ

れた者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならぬ。

6 知事は、環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第一項の規定の適用がなされたときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

7 知事は、前項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充てる。

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除等)

第五十七条の四 知事は、自動車販売業者から自動車の取得をした者（以下この項及び次項において「自動車の取得をした者」という。）が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で施行規則で定めるものにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除する。

2 知事は、環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付する。

3 前条第七項の規定は、前項の規定により環境性能割額を還付する場合について準用する。

第四十八条の次に次の一条を加える。

(自動車税のみならず課税)

第四十九条 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第二項の施行令で定める自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第一項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

付則第三条の二の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条後段を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、同条第一項第七号に掲げる事務については、この限りでない。

付則第三条の二に次の三項を加える。

2 知事は、法附則第二十九条の九から第二十九条の十一まで、第二十九条の十二第一項、第二十九条の十三及び第二十九条の十四に規定する軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する知事の権限に属する事務のうち、軽自動車検査協会福岡主管事務所（同事務所の北九州支所、筑豊支所及び久留米支所を除く。）において検査又は自動車検査証の記載事項の変更を受けた軽自動車に係るものを福岡県東福岡県税事務所に、軽自動車検査協会福岡主管事務所北九州支所において検査又は自動車検査証の記載事項の変更を受けた軽自動車に係るものを福岡県北九州東県税事務所に、軽自動車検査協会福岡主管事務所筑豊支所において検査又は自動車検査証の記載事項の変更を受けた軽自動車に係るものを福岡県飯塚・直方県税事務所に、軽自動車検査協会福岡主管事務所久留米支所において検査又は自動車検査証の記載事項の変更を受けた軽自動車に係るものを福岡県久留米県税事務所に、それぞれ委任する。

3 知事は、前項に規定する軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する知事の権限に属する事務のうち、法第二十条の十の規定による証明書の交付に関するものについては、同項の規定にかかわらず、納税地を管轄する県税事務所以外の県税事務所

の長にも委任する。

4 知事は、前三項の規定により委任した事務について必要があると認める場合には、所長に指示をすることができる。

付則第九条の二から第九条の二の五までを次のように改める。

第九条の二から第九条の二の五まで 削除

付則第九条の二の九の次に次の一条を加える。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第九条の二の十 営業用の自動車に対する第五十二条第一項及び第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項(第四項において準用する場合を含む。)	百分の一	百分の〇・五
第二項(第四項において準用する場合を含む。)	百分の二	百分の一
第三項	百分の三	百分の二

付則第九条の三の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「。以下この条において同じ」及び「。次項第三号において同じ」を削り、「バス(一般乗合用のものに限る。)」を「第五十七条の五第一項第四号イ(1)に規定する一般乗合用バス」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第五十条第一項」を「同項」に、「及び第二項」を「及び同条第二項」に改め、同条第一号中「道路運送車両法第七条第一項」を「第四十九条第三項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同条第二号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第五十二条第一項第二号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の納税地)

第九条の四 法附則第二十九条の十二第一項の規定により県に納付される軽自動車税

の環境性能割の納税地は、当該軽自動車税の環境性能割が課された三輪以上の軽自動車の主たる定置場の所在地を管轄する軽自動車検査協会福岡主管事務所又は同事務所の支所の所在地とする。

(福岡県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 福岡県税条例の一部を改正する条例(平成二十四年福岡県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

第四条 福岡県税条例の一部を改正する条例(平成二十八年福岡県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

附則に次の二条を加える。

(地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

第五条 地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例(平成二十七年福岡県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びに付則第七条の二及び第七条の二の二」を「及び付則第七条の二」に改める。

(地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この条例の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての前

条の規定による改正前の地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例第二条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第三条及び第四条の規定 公布の日

二 第一条中福岡県税条例付則第九条の三の改正規定及び附則第三条の規定 平成二十九年四月一日

(自動車取得税に関する経過措置)

第二条 この条例の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

十九年四月一日

十九年四月一日

(自動車取得税に関する経過措置)

十九年四月一日

十九年四月一日

十九年四月一日

十九年四月一日

第三条 第一条の規定による改正後の福岡県条例付則第九条の三の規定は、平成二十九年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

第四条 第二条の規定による改正後の福岡県条例（以下「新条例」という。）の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成三十一年度分この条例の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成三十一年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第八号

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、自転車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。以下同じ。）の安全で適正な利用の促進に関し、県及び自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）の責務並びに市町村、県民、事業者（県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。以下同じ。）及び交通安全に関する活動又は自転車の安全で適正な利用の促進に関する活動を行う団体（以下「交通安全団体」という。）の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、県、市町村、県民、事業者及び交通安全団体が協働して自転車の安全で適正な利用の促進を図り、もって歩行者、自転車及び自動車等（法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（県の責務）

第二条 県は、国、市町村、県民、事業者及び交通安全団体と相互に連携協力して、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、市町村、県民、事業者及び交通安全団体が実施する自転車の安全で適正な利用の促進のための取組に関して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（自転車利用者の責務）

第三条 自転車利用者は、自転車が車両（法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。）であることを認識し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 夜間においては、前照灯を点灯するとともに、尾灯を点灯し、又はそれに代わる物として法その他の自転車に関係する法令（公安委員会規則を含む。以下「自転車関係法令」という。）に定める反射器材を備え付けること。

二 前車輪及び後車輪を制動するブレーキを備えていない自転車を運転しないこと。

三 酒気を帯びて自転車を運転しないこと。

四 道路、交通等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転すること。

五 傘を差し、携帯電話用装置等の通話若しくは操作をし、又はイヤホン若しくはヘッドホンを使用して大音量で音楽等を聴きながら運転しないこと。

六 前各号に掲げるもののほか自転車関係法令を遵守すること。

2 前項に定めるもののほか、自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用のため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

一 自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得すること。

二 自転車の側面に反射器材を備え付けること。

三 自転車の通行が認められている歩道において、歩行者に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあるときは、その安全に配慮し、自転車を押して歩くこと。

四 他人に迷惑をかけることとなる運転をしないこと。

（市町村の役割）

第四条 市町村は、その区域内の実情に応じて、県が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用の促進のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業者に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な啓発及び指導を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全で適正な利用の促進のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(交通安全団体の役割)

第七条 交通安全団体は、自転車の安全で適正な利用の促進のための活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 交通安全団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民に対する自転車交通安全教育)

第八条 県は、県民に対し、自転車の安全で適正な利用のための交通安全教育(以下「自転車交通安全教育」という。)を行うものとする。

(学校における自転車交通安全教育等)

第九条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の長は、その児童又は生徒に対し、発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

2 学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校並びに同法第三百二十四条第一項に規定する各種学校の長は、その学生又は生

徒に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な啓発を行うよう努めなければならない。

(家庭における自転車交通安全教育等)

第十条 児童等(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。以下同じ。)を保護する責任のある者(以下「保護者」という。)は、その保護する児童等に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その保護する児童等が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

3 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全で適正な利用に関する事項について助言をするよう努めなければならない。

(自転車小売業者等による情報の提供)

第十一条 自転車の小売業者とする者(以下「自転車小売業者」という。)又は自転車の貸付けを業とする者(以下「自転車貸付業者」という。)は、自転車を購入しようとする者又は自転車を借り受けようとする者に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(自転車の点検整備)

第十二条 自転車利用者、自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、その利用し、貸し付け、又は事業の用に供する自転車について、安全性を確保するために必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その保護する児童等が利用する自転車について、安全性を確保するために必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等への加入)

第十三条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等(自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補するための保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入するよう努めなければならない。

2 保護者は、その保護する児童等が自転車を利用するときは、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動において従業者が自転車を利用させるときは、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等の加入の確認等)

第十四条

自転車小売業者は、自転車を販売するときは、自転車を購入する者に対し、自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により自転車損害賠償保険等に加入していることを認めることができないときは、自転車を購入する者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車貸付業者が自転車を貸し付けるときについて準用する。

(広報及び啓発)

第十五条

県は、自転車の安全で適正な利用について、県民、自転車利用者及び事業者の関心及び理解を深めることができるよう、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(道路環境の整備)

第十六条

県は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行できる道路環境の整備に努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第十一条、第十三条及び第十四条の規定は、平成二十九年十月一日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行後三年を目途として、自転車を取り巻く状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第九号

福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例(昭和三十七年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第四項第五号中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改める。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十号

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年福岡県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

目次、第二条第一項及び第十六条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

「第八章 情緒障害児短期治療施設」を「第八章 児童心理治療施設」に改める。

第六十七条、第六十八条第一項及び第四項、第六十九条(見出しを含む。)並びに第七十条から第七十四条までの規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年福岡県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表第六中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十一号

福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第七条）
 - 第二章 不当な差別的取扱いの禁止等（第八条―第十二条）
 - 第三章 障がいを理由とする差別に関する相談及び紛争の防止等のための体制
 - 第一節 障がいを理由とする差別に関する相談体制（第十三条―第十六条）
 - 第二節 福岡県障がい者差別解消委員会（第十七条―第二十三条）
 - 第三節 知事による勧告及び公表（第二十四条・第二十五条）
 - 第四節 障がい者差別解消支援地域協議会（第二十六条・第二十七条）
 - 第四章 啓発（第二十八条・第二十九条）
 - 第五章 雑則（第三十条・第三十一条）
 - 第六章 罰則（第三十二条）
- 附則
- 第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、障がい及び障がいのある人への誤解及び偏見並びに社会的障壁の存在により、障がいのある人の自立及び社会参加がまだ妨げられている状況に鑑み、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別に関する相談に的確に対応し紛争の防止又は解決を図るための体制、啓発の基本方針等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって何人も障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）
、難病を原因とする障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある人であつて、障がい及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいう。
- 二 保護者 子に対して親権を行う者（親権を行う者がないときは未成年後見人）、
成年後見人その他裁判所の審判により法定代理権を有する者及び現に障がいのある
人を養護する者をいう。
- 三 社会的障壁 日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事
物、制度、慣行、観念、偏見その他一切のものをいう。
- 四 不当な差別的取扱い 障がい又は障がいに関連する事由を理由としてされる、財
・サービス又は各種機会の提供の拒否又は提供の場所若しくは時間帯の制限、障が
いのない人に対して付さない条件の付加等の区別、排除、制限その他の異なる取扱
い（障がいのない人と同等の機会及び待遇の確保を推進すること等正当と認められ
る目的の下にされる取扱いを除く。）であつて、当該取扱いを受けた人の権利利益
を侵害することとなるものをいう。
- 五 合理的配慮の提供 障がいのある人（障がいのある人が自らの意思を表明するこ
とが困難な場合にあつては、その保護者）から現に社会的障壁の除去を必要として
いる旨の意思の表明があつた場合において、障がいのない人と同等の機会及び待遇
が確保され、又は同等の権利を行使できるよう、当該障がいのある人の性別、年齢
及び障がいの状態その他個々の具体的場面及び状況に応じて行う必要かつ適切な現
状の変更又は調整（社会通念上相当と認められる範囲を超える人的、物理的又は経
済的な負担その他の過度な負担を生じるものを除く。）をいう。
- 六 行政機関等 国の行政機関（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（
平成二十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第二条第四号に規定する国の
行政機関をいう。）、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九
十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。次号に
おいて同じ。）、独立行政法人等（法第二条第五号に規定する独立行政法人等とい

う。次号において同じ。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。次号において同じ。）をいう。

七 事業者 目的の営利若しくは非営利又は個人若しくは法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって、県内で商業その他の事業を行う者（国、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 この条例による障がい理由とする差別の解消の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 障がいのある人の活動を制限し、及び社会への参加を制約している社会的障壁の除去を進め、ソフト及びハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、施設及び設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさの向上を図ること。

二 障がい及び障がいのある人に関する県民の意識を向上させ、障がいのある人の権利及び尊厳を尊重する社会を育むこと。

三 あらゆる活動分野における障がいのある人に関する定型化された観念、偏見及び誤解に基づく慣行をなくすこと。

四 障がい理由とする差別に関する紛争の防止又は解決に当たっては、当事者間の建設的な対話による相互理解を基本とすること。

（県の責務等）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）その他の法令（条例及び規則を含む。）との調和を図りつつ、障がい理由とする差別の解消の推進に関し必要な施策を総合的かつ主体的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を策定し、又は実施するに当たっては、法令に定めのあるもののほか「障がい」の表記を用いるよう努めるものとする。

3 県は、市町村が障がい理由とする差別の解消の推進に関し必要な施策を実施しようとするときは、当該市町村と連携するとともに、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

4 県は、事業者が第六条第一項の規定により必要な措置を講じようとするときは、当

該事業者に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

5 県は、全ての障がいのある人に、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会を確保し、及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会を拡大するよう努めなければならない。

6 県は、障がい理由とする差別の解消の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（市町村の役割）

第五条 市町村は、障がい理由とする差別の解消の推進に当たっては、県との適切な役割分担を踏まえ、障がいのある人の身近な地域における障がい理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、障がい理由とする差別の解消の推進に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、県及び市町村が実施する障がい理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第七条 県民は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人への理解を深めるよう努めるとともに、障がいのある人及びその家族その他の関係者が障がいによる生活上の困難を軽減するための支援を周囲に求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努めなければならない。

2 県民は、県及び市町村が実施する障がい理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 不当な差別的取扱いの禁止等

（不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供）

第八条 何人も、障がいのある人に対し、あらゆる分野において、不当な差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、合理的配慮の提供を誠実に行うことにより、社会的障壁の除去に可能な限り努めなければならない。

(事業分野別の合理的配慮等)

第九条 県は、前条の規定の趣旨が、障がいのある人の日常生活又は社会生活において広く実現されるよう、次に掲げる分野ごとに、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供に当たり特に配慮すべき具体的事項について情報を集積し、当該分野に携わる事業者及び行政機関等に対する必要な情報の提供及び啓発を行わなければならない。

- 一 障がい福祉事業、介護保険事業、保育事業その他の福祉サービスの分野
- 二 医療の分野
- 三 労働及び雇用の分野
- 四 教育の分野
- 五 スポーツ、レクリエーション及び文化活動の分野

六 多数の者の利用に供される建築物の利用の分野

七 公共交通機関の利用の分野

八 不動産の売買、交換、賃貸借その他の不動産取引の分野

九 多数の者に対する情報の提供及び意思表示の受領の分野

十 前各号に掲げるもののほか、商品、サービス及び業務の提供の分野その他障がいのある人の日常生活又は社会生活に関わりのある分野

2 県は、前項の規定による情報の提供及び啓発を行うときは、障がいのある人その他の関係者から意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(事前的改善措置)

第十条 県、市町村及び事業者は、合理的配慮の提供を的確に行うための環境の整備として、次に掲げる措置を、障がいのある人からの改善の申出を待つことなく、あらかじめ講ずるよう努めるものとする。

- 一 自ら設置する施設及び設備のバリアフリー化
- 二 介助者等の人的支援
- 三 障がいのある人にとって円滑な情報の取得及び利用、意思表示並びにコミュニケーションに資するための支援

(防災及び防犯の対策)

第十一条 県は、障がいのある人が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障がいのある人の個々の障がいの特性及び状況に応じて、防災及び

防犯に関し必要な対策を講ずるものとする。

(虐待防止の対策)

第十二条 県は、障がいのある人に対する虐待の防止が、障がいのある人の権利及び尊厳を尊重する上で極めて重要であることに鑑み、障がい及び障がいのある人への理解を深めるための研修の実施、障がいのある人に対する虐待の防止に関する啓発及び相談に係る体制整備その他の必要な対策を講ずるものとする。

第三章 障がいと理由とする差別に関する相談及び紛争の防止等のための体制

第一節 障がいと理由とする差別に関する相談体制

(個別相談)

第十三条 県は、障がいのある人(障がいのある人が自らの意思を表明することが困難な場合にあつては、その保護者)又は事業者からの不当な差別的取扱い又は合理的配慮の提供に関する個別の事案についての相談(以下「個別相談」という。)に応ずるものとする。

2 市町村は、身近な地域における事案の解決又は改善を図るため、個別相談に応ずるよう努めるものとする。

(県における専門相談員の設置)

第十四条 県に、個別相談に応じて専門的及び広域的に事案の解決又は改善を図るための職員として、専門相談員を置く。

2 専門相談員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市町村における相談体制の整備)

第十五条 市町村は、身近な地域における事案の解決又は改善を図るため、個別相談に応ずる相談体制の整備に努めるものとする。

(県と市町村の連携)

第十六条 市町村は、個別相談に応じて事案の解決又は改善を図るため必要があるときは、専門相談員に助言又は支援を求めることができる。

第二節 福岡県障がい者差別解消委員会

(設置)

第十七条 事業者又は行政機関等による不当な差別的取扱い又は合理的配慮の提供に関

する紛争の防止又は解決を図るため、県に福岡県障がい者差別解消委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この節の規定によりその権限に属する事項を処理するものとする。

3 委員会は、知事が任命する委員七人以内で組織する。

4 この節及び第三十条第二項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（守秘義務）

第十八条 委員会の委員及び委員会の事務に従事する者は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（助言又はあつせんの申立て）

第十九条 障がいのある人（障がいのある人が自らの意思を表明することが困難な場合にあっては、その保護者）は、個別相談によつては事業者又は行政機関等による不当な差別的取扱い又は合理的配慮の提供に関する事案の解決又は改善が期待できないと思料するときは、委員会に対し、当該事案の当事者（この条に規定する申立てをした者を含む。以下「当事者」という。）への助言又はあつせんを求める申立てをすることができる。ただし、当該事案が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 当事者の全てが県外に居住し、又は所在する者であるとき。

二 当該事案の発生の日又は当事者を知った日のいずれか遅い日から三年を経過したものであるとき。

（助言又はあつせんの申立てに係る調査及び審議）

第二十条 委員会は、前条の申立てがあつたときは、当該申立てに係る事案についての事実の調査及び審議を行うものとする。

2 委員会は、前項の規定により事実の調査及び審議を行うため必要があると認めるときは、当事者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 当事者は、第一項の規定による事実の調査及び審議に協力しなければならない。

（助言又はあつせん）

第二十一条 委員会は、前条第一項の規定による事実の調査及び審議を終えたときは、

当事者に対し、助言又はあつせんを行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 助言又はあつせんを行う必要がないと認めるとき。

二 第十九条の申立てに係る事案の性質上、助言又はあつせんを行うことが適当でないとき。

三 第十九条の申立てが、当該申立てに係る事案の発生の日又は当事者を知った日のいずれか遅い日から三年を経過した日以後にされたものであることが判明したとき。

2 委員会は、前項ただし書の規定により助言又はあつせんを行わないときは、第十九条の申立てをした者にその旨を通知するとともに、知事に当該申立てへの対応結果を報告するものとする。

（助言又はあつせんの終了）

第二十二条 委員会は、前条第一項の規定により助言をし、又はあつせんを開始した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該助言又はあつせんを終了するものとする。

一 当事者が助言に従ったとき、又はあつせん案を受諾したとき。

二 当事者が助言に従わないとき、又はあつせん案を受諾しないとき。

三 助言又はあつせんを継続することが困難であり、又は適当でないと認めるとき。

2 委員会は、前項の規定により助言又はあつせんを終了したときは、当事者にその旨を通知するとともに、知事に当該申立てへの対応結果を報告するものとする。

（措置の求め）

第二十三条 委員会は、当事者のうち事業者又は行政機関等が助言に従わず、又はあつせん案を受諾しないときは、第十九条の申立てに係る事案の解決又は改善を図るため、知事に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

第三節 知事による勧告及び公表

（勧告）

第二十四条 知事は、委員会から前条の規定による求めがあつた場合において、第十九条の申立てに係る事案の解決又は改善を図るため必要があると認めるときは、事業者のうち事業者又は行政機関等に対し、当該事案の解決又は改善を図るための対応策を

提示し、これに従って必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第二十五条 知事は、前条の規定による勧告を受けた事業者又は行政機関等が当該勧告に従わず、第八条の規定の趣旨を著しく損なうおそれがあると認めるときは、当該事業者又は行政機関等の名称及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を指定し、前条の規定による勧告を受けた事業者若しくは行政機関等又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。ただし、当該事業者若しくは行政機関等又はその代理人が、正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

第四節 障がい者差別解消支援地域協議会

(障がい者差別解消支援地域協議会の組織)

第二十六条 県は、県内の障がい理由とする差別の解消を推進するため、法第十七条第一項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を自らが中心となって組織するものとする。

第二十七条 県は、市町村に対し、法第十七条第一項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を組織するよう働きかけるものとする。

第四章 啓発

(啓発)

第二十八条 県は、県の職員に対し、障がいのある人から直接話を聞く機会を設ける等、法及びこの条例の趣旨の徹底を目的とした研修及び啓発を行うことにより、障がい及び障がいのある人への理解の増進に努めなければならない。

2 県は、事業者がその従業者に対し法及びこの条例の趣旨の徹底を目的とした研修又は啓発を行うよう努めなければならない。当該事業者に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

3 県は、県民に対し、法及びこの条例の趣旨の徹底に資する啓発に努めなければならない。

(表彰)

第二十九条 知事は、障がい及び障がいのある人への理解を深め障がいを理由とする差別を解消するための取組に関し顕著な功績があると認められるものに対し、表彰を行うことができる。

別を解消するための取組に関し顕著な功績があると認められるものに対し、表彰を行うことができる。

第五章 雑則

(市町村条例との関係等)

第三十条 この条例の規定は、市町村が障がいを理由とする差別の解消の推進に関し条例で別段の定めをすることを妨げるものではない。

2 知事及び委員会は、第十九条の申立てに係る事案であつて、市町村が当該事案の解決又は改善を図ることを目的として第二十一条第一項の規定による助言若しくはあつせん、第二十四条の規定による勧告又は第二十五条第一項の規定による公表に準ずる行政指導その他の行為をし、又は当該行為をするための手続に着手したものについては、第二十一条第一項の規定による助言若しくはあつせん、第二十四条の規定による勧告又は第二十五条第一項の規定による公表を行わないものとする。

(規則への委任)

第三十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

第三十二条 第十四条第二項又は第十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、第三章第四節及び第四章の規定並びに附則第三条中福岡県職員の特種勤務手当に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第六十六号）第六条第一項第一号の改正規定、附則第八条中福岡県職員の給料の調整額に関する条例（昭和三十三年福岡県条例第六十六号）第二条の表障害者更生相談所の項の改正規定（「障害者更生相談所」を「障がい者更生相談所」に改める部分に限る。）並びに附則第十二条（福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）第十四条第二項の表の改正規定及び第十五条第二項の表の改正規定に限る。）、附則第十七条（福岡県障害者リハビリテーションセンター条例（昭和五十五年福岡県条例第二十七号）の題名の改正規定及び第一条の改正規定中「福岡県障害者リハビリテーションセンター」を「福岡県障がい者リハビリ

リテーションセンター」に改める部分に限る。）、「附則第二十二條（福岡県障害者施策審議会条例（平成七年福岡県条例第二十六号）第二條第二項第三号及び第四号の改正規定を除く。）及び附則第二十五條の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

（検討）

第二條 県は、この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例及び法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

（福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第三條 福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号中「障害者更生相談所」を「障がい者更生相談所」に改め、同項第二号中「精神障害者の」を「精神障がい者の」に改める。

（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部改正）

第四條 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第一條中「障害」を「障がい」に改める。

（福岡県職員の給与に関する条例の一部改正）

第五條 福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二條第二項第六号を次のように改める。

六 重度心身障がい者

（福岡県警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第六條 福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第十一條第二項第六号を次のように改める。

六 重度心身障がい者

（福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第七條 福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十二條第二項第六号を次のように改める。

六 重度心身障がい者

（福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正）

第八條 福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を次のように改正する。

第二條の表障害者更生相談所の項中「障害者更生相談所」を「障がい者更生相談所」に、「身体障害者又は知的障害者」を「身体障がいのある人又は知的障がいのある人」に改め、同表精神保健福祉センターの項中「精神障害者」を「精神障がい者」に改める。

（福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部改正）

第九條 福岡県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年福岡県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項第二号中「心身障害」を「心身障がい」に改める。

（災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部改正）

第十條 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和三十八年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一條中「障害」を「障がい」に改める。

第二條中「障害補償」を「障がい補償」に改める。

第六條の見出しを「（障がい補償）」に改め、同條第一項中「身体障害」を「身体障がい」に、「障害補償」を「障がい補償」に、「障害の」を「障がいの」に改め、同條第二項及び第三項中「身体障害」を「身体障がい」に改め、同條第四項中「障害補償」を「障がい補償」に、「身体障害」を「身体障がい」に改め、同條第五項中「身体障害」を「身体障がい」に、「障害の」を「障がいの」に、「障害補償」を「障がい補償」に、「障害に」を「障がいに」に改める。

別表中「**身体障害**」を「**身体障がい**」に改め、同表一級の項から五級の項までの規定中「障害」を「障がい」に改め、同表六級の項第二号中「障害」を「障がい」に改め、同項第五号中「運動障害」を「運動障がい」に改め、同表七級の項第四号及び第五号中「障害」を「障がい」に改め、同項第九号及び第一〇号中「運動障害」を「運動障がい」に改め、同表八級の項第二号中「運動障害」を「運動障がい」に改め、同表九級の項及び一〇級の項中「障害」を「障がい」に改め、

同表一級の項第一号中「調節機能障害又は運動障害」を「調節機能障がい又は運動障がい」に改め、同項第二号中「運動障害」を「運動障がい」に改め、同項第一〇号中「障害」を「障がい」に改め、同表一二級の項第一号中「調節機能障害又は運動障害」を「調節機能障がい又は運動障がい」に改め、同項第二号中「運動障害」を「運動障がい」に改め、同項第六号及び第七号中「障害」を「障がい」に改め、同表一三級の項第六号中「障害」を「障がい」に改め、同表備考第三号及び第五号中「運動障害」を「運動障がい」に改め、同表備考第六号中「身体障害」を「身体障がい」に、「障害で」を「障がいで」に改める。

(福岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第十一条 福岡県職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年福岡県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「障害の」を「障がいの」に改める。

(福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第十二条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「障害者更生相談所」を「障がい者更生相談所」に、「障害者支援施設」を「障がい者支援施設」に改める。

第二章第二節第一款の款名を次のように改める。

第一款 障がい者更生相談所

第十四条第一項中「身体障害者又は知的障害者」を「身体障がいのある人又は知的障がいのある人」に、「障害者更生相談所」を「障がい者更生相談所」に改め、同条第二項の表以外の部分中「障害者更生相談所」を「障がい者更生相談所」に改め、同項の表中「福岡県障害者更生相談所」を「福岡県障がい者更生相談所」に改める。

第二章第二節第二款の款名を次のように改める。

第二款 障がい者支援施設

第十五条第一項中「障害者支援施設」を「障がい者支援施設」に改め、同条第二項の表中「福岡県障害者就労支援ホームあけぼの園」を「福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園」に改める。

第二百一十一条第一項中「障害」を「障がい」に改める。

(福岡県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第十三条 福岡県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年福岡県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県心身障がい者扶養共済制度条例

第一条中「心身障害者の」を「心身障がい者の」に、「心身障害者に」を「心身障がい者に」に、「福岡県心身障害者扶養共済制度」を「福岡県心身障がい者扶養共済制度」に改める。

第三条第一項各号列記以外の部分中「心身障害者」を「心身障がい者」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 知的障がい者

第三条第一項第三号中「障害」を「障がい」に改め、同条第二項中「心身障害者」を「心身障がい者」に改め、同条第三項中「重度障害」を「重度障がい」に改め、同条第四項中「心身障害者扶養共済制度」を「心身障がい者扶養共済制度」に改める。

第四条第一項各号列記以外の部分中「心身障害者」を「心身障がい者」に改め、同項第三号中「障害を」を「障がいを」に改め、同条第二項第二号中「心身障害者扶養共済制度」を「心身障がい者扶養共済制度」に改める。

第五条第二項第二号及び第三号並びに第五条の二中「心身障害者」を「心身障がい者」に改める。

第五条の三第二項第一号中「障害を」を「障がいを」に改め、同項第二号中「心身障害者」を「心身障がい者」に改める。

第六条第一項中「重度障害」を「重度障がい」に改め、同条第三項中「心身障害者扶養共済制度」を「心身障がい者扶養共済制度」に改める。

第七条第一項中「重度障害」を「重度障がい」に、「心身障害者」を「心身障がい者」に改め、同条第二項中「重度障害」を「重度障がい」に改める。

第八条第一項及び第六項、第九条並びに第十三条第一項中「心身障害者」を「心身障がい者」に改める。

第十三条の二第一項中「心身障害者扶養共済制度」を「心身障がい者扶養共済制度」に改める。

第十四条中「心身障害者」を「心身障がい者」に改める。

第十六条第一項第二号中「重度障害」を「重度障がい」に改め、同項第三号中「心身障害者」を「心身障がい者」に改め、同項第六号中「心身障害者扶養共済制度」を「心身障がい者扶養共済制度」に改める。

第十七条第一項第一号及び第二号中「心身障害者」を「心身障がい者」に改め、同条第二項第一号中「重度障害」を「重度障がい」に改め、同条第五項中「心身障害者」を「心身障がい者」に改める。

(福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金条例の一部改正)

第十四条 福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金条例(昭和四十九年福岡県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「心身障害」を「心身障がい」に改める。
(福岡県都市公園条例の一部改正)

第十五条 福岡県都市公園条例(昭和五十二年福岡県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の六備考三三、同表の十備考九二及び同表の十一備考八二並びに別表第三の備考三三中「障害者」を「障がい者」に改める。

別表第五の一の項中「障害者等が利用」を「障がいのある人等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下この表において同じ。)が利用」に、「障害者等の円滑な」を「障がいのある人等の円滑な」に、「障害者等が転落」を「障がいのある人等が転落」に、「視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等」を「視覚障がい者誘導用ブロック(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令(平成十八年国土交通省令第百十五号)第三条第六号に規定する視覚障害者誘導用ブロックをいう。以下この表において同じ。)その他の高齢者、障がいのある人等」に、「視覚障害者誘導用ブロックは」を「視覚障がい者誘導用ブロックは」に改め、同表の二の項から四の項までの規定中「障害者」を「障がいのある人」に改め、同表の五の項中「障害者」を「障がいのある人」に、「視覚障害者誘導用ブロック」を「視覚障がい者誘導用ブロック」に改め、同表の六の項から十二の項までの規定中「障害者」を「障がいのある人」に改める。

(福岡県ふぐ取扱条例の一部改正)

第十六条 福岡県ふぐ取扱条例(昭和五十三年福岡県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「障害」を「障がい」に改める。

(福岡県障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第十七条 福岡県障害者リハビリテーションセンター条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県障がい者リハビリテーションセンター条例

第一条中「、障害者」を「、障がいのある人」に、「福岡県障害者リハビリテーションセンター」を「福岡県障がい者リハビリテーションセンター」に改める。

第三条中「、障害者」を「、障がいのある人」に、「障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」に改める。

第五条第一号中「障害者」を「障がいのある人」に、「障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」に改める。

(福岡県地域改善対策奨学資金の返還債務の免除に関する条例の一部改正)

第十八条 福岡県地域改善対策奨学資金の返還債務の免除に関する条例(昭和五十八年福岡県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「障害」を「障がい」に改める。

(福岡県地域改善対策職業訓練受講資金等の返還債務の免除に関する条例の一部改正)

第十九条 福岡県地域改善対策職業訓練受講資金等の返還債務の免除に関する条例(昭和六十二年福岡県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「障害」を「障がい」に改める。

(福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の一部改正)

第二十条 福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例(平成二年福岡県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「障害者世帯」を「障がい者世帯」に改める。

(福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第二十一条 福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号及び第十一条第四号中「障害」を「障がい」に改める。

（福岡県障害者施策審議会条例の一部改正）

第二十二条 福岡県障害者施策審議会条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県障がい者施策審議会条例

第一条中「福岡県障害者施策審議会」を「福岡県障がい者施策審議会」に改める。

第二条第二項第三号及び第四号中「障害者」を「障がいのある人」に改める。

第六条中「障害者福祉課」を「障がい福祉課」に改める。

（福岡県営住宅条例の一部改正）

第二十三条 福岡県営住宅条例（平成九年福岡県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項各号列記以外の部分中「身体障害者」を「身体障がいのある人」に改め、同項第二号イ(1)中「障害の」を「障がいの」に、「身体障害」を「身体障がい」「精神障害に」を「精神障がい」に、「知的障害」を「知的障がい」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「身体障害者」を「身体障がいのある人」に、「障害が」を「障がいが」に改め、同項第二号中「その障害」を「その障がい」に、「障害の種類」を「障がいの種類」に改め、同号イ中「身体障害 身体障害者福祉法施行規則」を「身体障がい 身体障害者福祉法施行規則」に改め、同号ロ中「精神障害（知的障害）」を「精神障がい（知的障がい）」に改め、同号ハ中「知的障害」を「知的障がい」に、「精神障害」を「精神障がい」に改め、同項第三号中「障害」を「障がい」に改める。

第九条第二項中「心身障害者」を「心身障がい者」に改める。

（福岡県福祉のまちづくり条例の一部改正）

第二十四条 福岡県福祉のまちづくり条例（平成十年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条、第二条第一号、第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条及び第十四条中「障害者」を「障がいのある人」に改める。

第十五条第二項中「障害者」を「障がいのある人」に改め、同条第三項中「障害者団体」を「障がい者団体」に改める。

第二十六条中「障害者」を「障がいのある人」に改める。

（福岡県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正）

第二十五条 福岡県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成十八年福岡県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県障がい者介護給付費等不服審査会条例

第一条中「福岡県障害者介護給付費等不服審査会」を「福岡県障がい者介護給付費等不服審査会」に改める。

（福岡県認定子ども園の認定要件に関する条例の一部改正）

第二十六条 福岡県認定子ども園の認定要件に関する条例（平成十八年福岡県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第五号中「障害」を「障がい」に改める。

（福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部改正）

第二十七条 福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（平成二十四年福岡県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二第一項中「アルコール健康障害」を「アルコール健康障がい」に改める。

（福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部改正）

第二十八条 福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成二十四年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ及び第四条第二号中「視覚障害者」を「視覚障がいのある人」に改める。

（福岡県障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第二十九条 福岡県障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条

例（平成二十四年福岡県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。

福岡県障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

目次中「障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」に、「障害者支援施設」を「障がい者支援施設」に改める。

第一条中「障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」に、「障害者支援施設」を「障がい者支援施設」に改める。

第二条に次のただし書を加える。

ただし、「障害」とあるのは、この条例において「障がい」と表記する。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 障がい福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第二章第一節の節名を次のように改める。

第一節 指定障がい福祉サービスの事業等

第三条中「障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」に改める。

第四条第一項中「障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」に、「障害の」を

「障がいの」に改め、同条第二項中「障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」

に、「障害児」を「障がい児」に改め、同条第三項中「障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」に改める。

第五条第二項中「障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」に、「知的障害」

を「知的障がい」に、「精神障害」を「精神障がい」に、「障害者」を「障がい者」

に改め、同条第三項中「障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」に、「視覚障

害」を「視覚障がい」に、「障害者」を「障がい者」に改め、同条第四項中「障害福

祉サービス」を「障がい福祉サービス」に改める。

第九条中「重度障害者」を「重度障がい者」に、「障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」に改める。

第十七条の二第一項及び第二項並びに第十八条中「障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」に改める。

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 障がい福祉サービス事業

第十九条中「障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」に改める。

第二十条第一項中「障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」に、「障害の」

を「障がいの」に改め、同条第二項及び第三項中「障害福祉サービス」を「障がい福

祉サービス」に改める。

第二十九条中「障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」に改める。

第二章第三節の節名を次のように改める。

第三節 指定障がい者支援施設

第三十条中「障害者支援施設」を「障がい者支援施設」に改める。

第三十一条第一項中「障害者支援施設」を「障がい者支援施設」に、「障害の」を

「障がいの」に、「障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」に改め、同条第二

項中「障害者支援施設」を「障がい者支援施設」に、「障害福祉サービス」を「障が

い福祉サービス」に改め、同条第三項中「障害者支援施設」を「障がい者支援施設」

に改める。

第三十二条及び第三十三条中「障害者支援施設」を「障がい者支援施設」に改める。

第二章第四節の節名を次のように改める。

第四節 障がい者支援施設

第三十四条中「障害者支援施設」を「障がい者支援施設」に改める。

第三十五条第一項中「障害者支援施設」を「障がい者支援施設」に、「障害の」を

「障がいの」に、「障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」に改め、同条第二

項中「障害者支援施設」を「障がい者支援施設」に、「障害福祉サービス」を「障が

い福祉サービス」に改め、同条第三項中「障害者支援施設」を「障がい者支援施設」

に改める。

第三十六条及び第三十七条中「障害者支援施設」を「障がい者支援施設」に改める。

第三十九条第二項中「障害児」を「障がい児」に改め、同条第三項中「障害福祉サ

ービス」を「障がい福祉サービス」に改める。

第四十三条第一項中「障害者」を「障がい者」に改め、同条第三項中「障害福祉サ

ービス」を「障がい福祉サービス」に改める。

第四十三条第一項中「障害者」を「障がい者」に改め、同条第三項中「障害福祉サ

ービス」を「障がい福祉サービス」に改める。
第三章の章名を次のように改める。

第三章 指定障がい福祉サービス事業者等の指定の欠格事由に関する事項
(福岡県障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第三十条 福岡県障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成二十四年福岡県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

福岡県障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

目次中「障害児入所施設」を「障がい児入所施設」に、「障害児通所支援事業者」を「障がい児通所支援事業者」に改める。

第一条中「障害児入所施設」を「障がい児入所施設」に、「障害児通所支援事業者」を「障がい児通所支援事業者」に改める。

第二条に次のただし書を加える。
ただし、「障害」とあるのは、この条例において「障がい」と表記する。

第四条第一項中「障害児通所支援事業者」を「障がい児通所支援事業者」に、「障害児の」を「障がい児の」に、「障害の」を「障がいの」に、「障害児に」を「障がい児に」に改め、同条第二項中「障害児通所支援事業者」を「障がい児通所支援事業者」に、「障害児の」を「障がい児の」に改め、同条第三項中「障害児通所支援事業者」を「障がい児通所支援事業者」に、「障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」に改め、同条第四項中「障害児通所支援事業者」を「障がい児通所支援事業者」に、「障害児の」を「障がい児の」に改める。

第五条から第八条までの規定中「障害児」を「障がい児」に改める。
第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 指定障がい児入所施設等

第十一条中「障害児入所施設」を「障がい児入所施設」に改める。
第十二条第一項中「障害児入所施設」を「障がい児入所施設」に、「障害児の」を「障がい児の」に、「障害の」を「障がいの」に、「障害児に」を「障がい児に」に

改め、同条第二項中「障害児入所施設」を「障がい児入所施設」に、「障害児の」を「障がい児の」に改め、同条第三項中「障害児入所施設」を「障がい児入所施設」に、「障害福祉サービス」を「障がい福祉サービス」に改め、同条第四項中「障害児入所施設」を「障がい児入所施設」に、「障害児の」を「障がい児の」に改める。

第十三条及び第十四条中「障害児入所施設」を「障がい児入所施設」に改める。
第二章第三節の節名を次のように改める。

第三節 福祉型障がい児入所施設等
第十五条、第十六条、第十七条第一項、第十七条の二及び第十八条中「障害児入所施設」を「障がい児入所施設」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 指定障がい児通所支援事業者の指定の欠格事由に関する事項
(福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正)

第三十一条 福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例(平成二十四年福岡県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「視覚障害者誘導用ブロック」を「視覚障がい者誘導用ブロック」に、「視覚障害者に」を「視覚障がいのある人に」に改める。

第十二条第十一号中「視覚障害者」を「視覚障がいのある人」に改める。

第二十二条の見出しを「(障がい者用駐車施設)」に改め、同条第一項中「障害者」を「障がいのある人」に、「障害者用駐車施設」を「障がい者用駐車施設」に改め、同条第二項中「障害者用駐車施設」を「障がい者用駐車施設」に改め、同条第三項中「障害者用駐車施設」を「障がい者用駐車施設」に改め、同項第三号中「障害者用」を「障がい者用」に改める。

第二十三条の見出しを「(障がい者用停車施設)」に改め、同条第一項中「障害者用駐車施設」を「障がい者用駐車施設」に、「障害者」を「障がいのある人」に、「障害者用停車施設」を「障がい者用停車施設」に改め、同条第二項中「障害者用停車施設」を「障がい者用停車施設」に改め、同項第二号中「障害者」を「障がいのある人」に改め、同項第三号中「障害者用」を「障がい者用」に改める。

第二十五条及び第二十六条第一項中「障害者用駐車施設」を「障がい者用駐車施設」に改める。

第二十九条中「障害者用駐車施設、障害者用停車施設」を「障がい者用駐車施設、障がい者用停車施設」に改める。

第三十条第一項中「障害者用駐車施設」を「障がい者用駐車施設」に改め、同項第一号中「視覚障害者」を「視覚障がいのある人」に改め、同条第二項中「障害者用駐車施設」を「障がい者用駐車施設」に改める。

第三十三条第二項中「視覚障害者」を「視覚障がいのある人」に改める。

第三十四条の見出しを「（視覚障がい者誘導用ブロック）」に改め、同条第一項中「視覚障害者の」を「視覚障がいのある人の」に、「視覚障害者誘導用ブロック」を「視覚障がい者誘導用ブロック」に改め、同条第二項及び第三項中「視覚障害者誘導用ブロック」を「視覚障がい者誘導用ブロック」に改め、同条第四項中「視覚障害者誘導用ブロック」を「視覚障がい者誘導用ブロック」に、「視覚障害者」を「視覚障がいのある人」に、「視覚障害者を」を「視覚障がいのある人を」に改める。

（福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例の一部改正）

第三十二条 福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例（平成二十五年福岡県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第七号中「障害者」を「障がいのある人」に改める。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十二号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表七の項を次のように改める。

七	建築基準法第七條	建築物に関する第一項又は第十八	完了検査申請又	一	建築基準法第七條の三	第一項の特定工程（以下	申請又は通知のとき
---	----------	-----------------	---------	---	------------	-------------	-----------

条第十六項の規定による完了検査

は通知手数料

この項において「特定工程」という。）を含む建築物以外の建築物及び特定工程を含む建築物で、中間検査を受けていないものに関する完了検査の場合（第三号の場合を除く。）

次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ

において定める金額

イ 三十平方メートル以内

一件につき 一五、〇〇〇円

ロ 三十平方メートルを超え、百平方メートル以内

一件につき 一九、〇〇〇円

ハ 百平方メートルを超え、二百平方メートル以内

一件につき 二四、〇〇〇円

ニ 二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内

一件につき 四〇、〇〇〇円

ホ 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内

一件につき 五八、〇〇〇円

ヘ 千平方メートルを超え、二千平方メートル以内

一件につき 八〇、〇〇〇円

ト 二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内

一件につき

八〇、〇〇〇円

超え、一万平方メートル以内

一件につき
 一四〇、〇〇〇円
 チ 一万平方メートルを
 超え、五万平方メー
 ル以内
 一件につき
 二三〇、〇〇〇円
 リ 五万平方メートルを
 超えるとき
 一件につき
 四六〇、〇〇〇円
 ただし、同法第八七条
 の二の昇降機を設ける建
 築物にあつては、次の金
 額を加算した金額とする
 。
 昇降機一基につき
 三〇、〇〇〇円
 （小荷物専用昇降機につ
 いては、二〇、〇〇〇円
 ）
 二 特定工程を含む建築物
 で、中間検査を受けたも
 のに関する完了検査の場
 合（次号の場合を除く。
 ）
 次に掲げる床面積の合計
 の区分に応じ、それぞれ
 において定める金額
 イ 三十平方メートル以
 内
 一件につき
 一三、〇〇〇円
 ロ 三十平方メートルを
 超え、百平方メー
 ル以内
 一件につき
 一七、〇〇〇円
 ハ 百平方メートルを超
 え、二百平方メー
 ル以内
 一件につき
 二二、〇〇〇円

二 二百平方メートルを
 超え、五百平方メー
 ル以内
 一件につき
 三九、〇〇〇円
 ホ 五百平方メートルを
 超え、千平方メー
 ル以内
 一件につき
 五五、〇〇〇円
 ヘ 千平方メートルを超
 え、二千平方メー
 ル以内
 一件につき
 七三、〇〇〇円
 ト 二千平方メートルを
 超え、一万平方メー
 ル以内
 一件につき
 一三〇、〇〇〇円
 チ 一万平方メートルを
 超え、五万平方メー
 ル以内
 一件につき
 二一〇、〇〇〇円
 リ 五万平方メートルを
 超えるとき
 一件につき
 四三〇、〇〇〇円
 ただし、同法第八七条
 の二の昇降機を設ける建
 築物にあつては、次の金
 額を加算した金額とする
 。
 昇降機一基につき
 二七、〇〇〇円
 （小荷物専用昇降機につ
 いては、一八、〇〇〇円
 ）
 三 建築物のエネルギー消
 費性能の向上に関する法
 律（平成二十七年法律第
 五十三号）第十一条第一

<p>別表七九の項中「登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条）を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十五条）」に改める。 別表八〇の項の次に次のように加える。</p>	<p>項の特定建築行為に係る建築物に関する完了検査の場合 前二号の規定による金額に、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額を加算した金額 イ ○平方メートルを超え、三百平方メートル未満 一件につき 五、〇〇〇円 ロ 三百平方メートル以上二千平方メートル未満 一件につき 八、〇〇〇円 ハ 二千平方メートル以上五千平方メートル未満 一件につき 一四、〇〇〇円 ニ 五千平方メートル以上二万平方メートル未満 一件につき 一八、〇〇〇円 ホ 一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満 一件につき 二二、〇〇〇円 ヘ 二万五千平方メートル以上 一件につき 二六、〇〇〇円</p>
---	---

<p>八〇 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）第四十六条の二の規定による軽微な変更を証する書面の交付に係る申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画の軽微な変更該当証明書交付手数料 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額 一 ○平方メートル未満 一件につき 五、五〇〇円 二 ○平方メートルを超え、三百平方メートル未満 一件につき 一四五、〇〇〇円 （国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、五五、五〇〇円） 三 三百平方メートル以上二千平方メートル未満 一件につき 二三四、五〇〇円 （国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、九三、〇〇〇円） 四 二千平方メートル以上五千平方メートル未満 一件につき 三三五、〇〇〇円 （国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一五〇、五〇〇円） 五 五千平方メートル以上一万平方メートル未満 一件につき 四一三、〇〇〇円 （国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一九六、五〇〇円） 六 一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満 一件につき 四八八、〇〇〇円 （国土交通大臣が定める</p>	<p>申請のとき</p>
---	--	--------------

<p>八〇の三</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（次項から八二の項までにおいて「法」という。）第十二条第一項又は第十三条第二項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額</p> <p>一 〇平方メートル 一件につき 一、〇〇〇円</p> <p>二 〇平方メートルを超え、三百平方メートル未満 一件につき 二九〇、〇〇〇円</p> <p>（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一一一、〇〇〇円</p> <p>三 三百平方メートル以上二千平方メートル未満 一件につき 四六九、〇〇〇円</p> <p>（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一八六、〇〇〇円</p> <p>四 二千平方メートル以上五千平方メートル未満 一件につき 六七〇、〇〇〇円</p> <p>（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、三〇一、〇〇〇円</p> <p>五 五千平方メートル以上</p>	<p>申請のとき</p>
			<p>簡易な計算法を用いたときは、二三六、五〇〇円</p> <p>七 二万五千平方メートル以上 一件につき 五五七、〇〇〇円</p> <p>（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、二七七、五〇〇円</p>	

<p>八〇の四</p> <p>法第十二条第二項又は第十三条第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画を変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）した場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料</p>	<p>当該変更に係る床面積の合計を前項の申請に係る床面積の合計とみなして同項の規定を適用して得た金額を二で除して得た金額</p> <p>六 一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満 一件につき 九七六、〇〇〇円</p> <p>（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、四七三、〇〇〇円</p> <p>七 二万五千平方メートル以上 一件につき 一、一一四、〇〇〇円</p> <p>（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、五五五、〇〇〇円</p>	<p>申請のとき</p>
--	-------------------------------	--	--------------

別表八一の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項及び次項において「法」という。）を「法」に、「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改める。
別表に次のように加える。

<p>八三</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第十一条の規定による軽微な変更を証する書面の交付に係る申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更該当証明書交付手数料</p>	<p>次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額</p> <p>一 〇平方メートル 一件につき 五、五〇〇円</p> <p>二 〇平方メートルを超え、三百平方メートル未満 一件につき 一四五、〇〇〇円</p> <p>（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、五五、五〇〇円）</p> <p>三 三百平方メートル以上 二千平方メートル未満 一件につき 二三四、五〇〇円</p> <p>（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、九三、〇〇〇円）</p> <p>四 二千平方メートル以上 五千平方メートル未満 一件につき 三三五、〇〇〇円</p> <p>（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一五〇、五〇〇円）</p> <p>五 五千平方メートル以上 一万平方メートル未満 一件につき 四一三、〇〇〇円</p> <p>（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一九六、五〇〇円）</p> <p>六 一万平方メートル以上 二万五千平方メートル未満 一件につき 四八八、〇〇〇円</p> <p>（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたとき</p>	<p>申請のとき</p>
<p>八四</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第二十九条の規定による軽微な変更を証する書面の交付に係る申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更該当証明書交付手数料</p>	<p>次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれにおいて定める金額</p> <p>一 〇平方メートル 一件につき 五、五〇〇円</p> <p>二 〇平方メートルを超え、三百平方メートル未満 一件につき 一四五、〇〇〇円</p> <p>（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、五五、五〇〇円）</p> <p>三 三百平方メートル以上 二千平方メートル未満 一件につき 二三四、五〇〇円</p> <p>（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、九三、〇〇〇円）</p> <p>四 二千平方メートル以上 五千平方メートル未満 一件につき 三三五、〇〇〇円</p> <p>（国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一九六、五〇〇円）</p> <p>五 五千平方メートル以上 一万平方メートル未満 一件につき 四一三、〇〇〇円</p>	<p>申請のとき</p>

<p>(国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、一九六、五〇〇円)</p> <p>六 一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満 一件につき 四八八、〇〇〇円 (国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、二三六、五〇〇円)</p> <p>七 二万五千平方メートル以上 一件につき 五五七、〇〇〇円 (国土交通大臣が定める簡易な計算法を用いたときは、二七七、五〇〇円)</p>

別表の備考の五中「七の項」の下に「第一号及び第二号」を加える。

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十三号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三百三十条の二第二項の表福岡県立ふれあいの家北九州の項を削る。

附則

この条例は、平成二十九年十月一日から施行する。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十四号

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号を削り、同条第二項中「別表第四」を「別表第三」に改める。

別表第三を削る。

別表第四二を削り、別表第四を別表第三とする。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

第二条 平成二十九年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてこの条例による改正前の福岡県公立学校職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)別表第三の適用を受けていた職員のうち、この条例による改正後の福岡県公立学校職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第二の適用を受けることとなる職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に対応する附則別表第一の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が定められているときは、改正後の給与条例別表第三に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

第三条 切替日の前日において改正前の給与条例別表第三の適用を受けていた職員のうち、改正後の給与条例別表第二の適用を受けることとなる職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級及び切替日の前日

においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表第二に定める号給とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される職員の新号給は、旧級、新級及び旧号給に応じて附則別表第三に定める号給とする。

（切替えの特例）

第四条 切替日に職務の級を異にして異動する職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における前二条の規定の適用については、附則第二条中「切替日の前日においてその者が属していた職務の級」とあるのは「その者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に属する職務の級」と、前条第一項中「切替日の前日においてその者が受けていた号給」とあるのは「その者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に受ける号給」とする。

2 前条の規定の適用を受ける職員について、部内他の職員との権衡上必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の号給を調整することができる。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第五条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（行政職給料表の号給の特例）

第六条 附則第二条及び第三条の規定により、改正後の給与条例別表第二の適用を受けることとなる職員に係る同表の規定の適用については、当分の間、同表号給欄に百四十二号給から百九十三号給までの号給が掲げられているものとし、同表二級から五級までの欄に、職務の級及び号給に応じて附則別表第四に定める給料月額がそれぞれ掲げられているものとする。この場合において、改正後の給与条例第八条第六項の規定の適用については、同項中「最高の号給」とあるのは「最高の号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が二級から五級までであるものにあつては福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年福岡県条例第十

四号）附則別表第四に定める最高の号給）」とする。

（福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第七条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年福岡県条例第二十四号。以下「平成二十八年改正条例」という。）の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「医療職特例給料表（ニ）」を「行政職特例給料表」に改め、同条第二項中「医療職特例給料表（ニ）」を「行政職特例給料表」に、「特五級」を「特四級」に改める。

附則別表第四中「ニ」を「ニ」に改め、同表の職務の級の項中「ニ」を「ニ」に改める。

（行政職特例給料表適用者の特例）

第八条 平成二十八年改正条例附則第六条の規定の適用を受ける職員から地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員となった職員のうち、改正後の給与条例別表第三八行政職給料表級別標準職務表二級及び三級の項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の給料月額については、改正後の給与条例別表第二の規定にかかわらず、二十五万六千円とする。

（給料の切替えに伴う経過措置の特例）

第九条 附則第二条及び第三条の規定の適用を受ける職員に対する福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年福岡県条例第十八号）附則第二条第一項（以下「平成二十六年改正条例附則第二条第一項」という。）及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年福岡県条例第五十四号）附則第六条第一項（以下「平成二十六年改正条例附則第六条第一項」という。）の規定の適用については、平成二十六年改正条例附則第二条第一項及び平成二十六年改正条例附則第六条第一項中「引き続き同一の給料表の適用を受ける職員」とあるのは「平成二十九年三月三十一日までの間引き続き同一の給料表の適用を受け、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年福岡県条例第十四号）附則第二条及び第三条の規定の適用を受けた職員」と、平成二十六年改正条例附則第六条第一項中「同日」とあるのは「切替日の前日」とする。

(人事委員会規則への委任)

第十條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表第 1 (附則第 2 条関係) 職務の級の切替表

旧 級	新 級
2 級	1 級
	2 級
3 級	2 級
4 級	2 級
5 級	3 級
	4 級
6 級	5 級

附則別表第 2 (附則第 3 条関係) 旧級がこれに対応する附則別表第 1 の新級欄に二の職務の級が定められている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表

旧級 旧号給	3 級	4 級	6 級
1	18	33	19
2	19	34	20
3	20	35	21
4	21	36	22
5	21	37	23
6	22	38	24
7	23	38	26
8	24	39	27
9	25	40	28
10	25	40	29
11	26	41	30
12	27	42	31
13	28	42	32
14	29	43	33
15	30	44	34
16	30	45	35
17	31	46	37
18	32	47	38
19	33	48	40
20	34	49	41
21	35	50	41
22	35	51	42
23	36	52	43
24	37	53	44
25	38	54	45
26	38	55	46
27	39	56	47
28	40	57	48
29	41	58	49
30	42	59	50
31	43	60	51
32	44	61	52
33	45	62	53
34	46	63	54
35	46	64	55
36	47	65	56
37	48	66	57
38	49	67	58
39	50	68	59
40	51	69	60
41	52	71	61
42	53	72	62
43	54	73	63
44	55	74	65
45	56	74	65
46	56	75	66
47	58	76	67
48	58	77	68
49	59	78	69
50	60	80	70
51	61	81	71
52	62	82	72
53	63	84	73
54	64	85	74
55	65	87	75
56	65	88	76
57	66	89	77
58	67	90	78

59	68	91	79
60	68	92	80
61	70	94	81
62	70	94	82
63	71	95	83
64	72	96	84
65	73	98	85
66	73	100	86
67	74	101	87
68	74	103	88
69	75	104	88
70	75	105	90
71	76	107	91
72	76	108	91
73	76	109	92
74	77	111	94
75	77	112	95
76	77	114	95
77	78	115	96
78	78	116	98
79	79	118	99
80	79	119	99
81	80	119	100
82	80	120	
83	80	122	
84	81	122	
85	82	124	
86	82	124	
87	82	125	
88	83	126	
89	83	127	
90	84	127	
91	84	128	
92	85	129	
93	85	130	
94	85	131	
95	86	132	
96	87	133	
97	87	133	
98	87	134	
99	88	135	
100	88	136	
101	88	137	
102	89	138	
103	89	139	
104	90	140	
105	90	141	
106	90		
107	91		
108	91		
109	91		
110	92		
111	92		
112	93		
113	94		

附則別表第 3 (附則第 3 条関係) 旧級がこれに対応する附則別表第 1 の新級欄に二の職務の級が定められている職務の級である職員の号給の切替表

旧級 新級 旧号給	2 級		5 級	
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	29	18	32	16
2	30	18	33	17
3	31	18	34	18
4	32	18	36	20
5	33	18	37	21
6	34	18	38	22
7	35	18	39	23
8	36	18	40	24
9	37	18	42	26
10	37	18	43	27
11	38	18	44	28
12	39	18	46	30
13	40	18	47	31
14	41	18	48	32
15	42	18	49	33
16	43	18	50	34
17	44	18	51	35
18	45	19	52	36
19	46	20	53	37
20	47	21	54	38
21	48	21	55	39
22	48	22	56	40
23	49	23	57	41
24	50	24	58	42
25	51	25	59	43
26	52	25	60	44
27	53	26	61	45
28	53	27	62	46
29	54	28	63	47
30	55	29	64	48
31	56	30	65	49
32	57	30	65	49
33	58	31	66	50
34	59	32	67	51
35	60	33	68	52
36	61	34	70	54
37	62	35	71	55
38	63	35	72	56
39	64	36	73	57
40	65	37	75	59
41	66	38	76	60
42	67	38	77	61
43	68	39	78	62
44	69	40	79	63
45	70	41	80	64
46	71	42	81	65
47	72	43	83	67
48	73	44	84	68
49	74	45	86	70
50	75	46	88	72
51	76	46	90	74
52	77	47	91	75
53	78	48	92	76
54	79	49	94	78
55	80	50	95	79
56	81	51	97	81
57	82	52	98	82

58	83	53	99	83
59	84	54	101	84
60	85	55	103	84
61	86	56	103	84
62	87	56	105	85
63	88	58	106	85
64	89	58	107	85
65	90	59	108	85
66	91	60	110	86
67	92	61	111	86
68	93	62	113	87
69	93	63	114	88
70	93	63	115	89
71	93	64	116	90
72	93	64	118	91
73	93	65	119	92
74	93	65	120	92
75	93	65	122	94
76	93	65	124	96
77	93	66	125	97
78	93	66	127	98
79	93	67	128	98
80	93	67	130	99
81	93	68	131	100
82	93	68	133	101
83	93	68	134	102
84	93	68	135	103
85	93	70	137	105
86	93	70	138	105
87	93	70	140	106
88	93	70	142	107
89	93	70	143	108
90	93	70	144	108
91	93	70	146	110
92	93	70	147	111
93	93	70	148	112
94	93	70	150	114
95	93	70	151	115
96	93	70	152	116
97	93	70	154	118
98	93	70	155	119
99	93	71	156	120
100	93	71	157	121
101	93	71	158	122
102	93	71		
103	93	71		
104	93	71		
105	93	71		

附則別表第 4 (附則第 6 条関係) 特例号給表

職員の区分	職務の級 号 給	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	106				410,700
	107				411,000
	108				411,200
	109				411,400
	110				411,700
	111				412,000
	112				412,200
	113				412,400
	114				412,700
	115				413,000
	116				413,200
	117				413,400
	118				413,700
	119				414,000
	120				414,200
	121				414,400
	122			395,500	414,700
	123			395,800	415,000
	124			396,000	415,200
	125			396,200	415,400
	126			396,500	415,700
	127			396,800	416,000
	128			397,000	416,200
	129			397,200	416,400
	130			397,500	416,700
	131			397,800	417,000
	132			398,000	417,200
	133			398,200	417,400
	134	349,600		398,500	417,700
	135	350,000		398,800	418,000
	136	350,400		399,000	418,200
	137	350,900		399,200	418,400
	138	351,300		399,500	418,700
	139	351,700		399,800	419,000
	140	352,100		400,000	419,200
	141	352,600		400,200	419,400
	142	353,000	388,000	400,500	419,700
	143	353,400	388,300	400,800	420,000
	144	353,800	388,500	401,000	420,200
	145	354,300	388,700	401,200	420,400
	146	354,700	389,000	401,500	420,700
	147	355,100	389,300	401,800	421,000
	148	355,500	389,500	402,000	421,200
再任用職員以外の職員	149	356,000	389,700	402,200	421,400

150	356,400	390,000	402,500	421,700
151	356,800	390,300	402,800	422,000
152	357,200	390,500	403,000	422,200
153	357,700	390,700	403,200	422,400
154	358,100	391,000		422,700
155	358,500	391,300		423,000
156	358,900	391,500		423,200
157	359,400	391,700		423,400
158	359,800	392,000		423,700
159	360,200	392,300		424,000
160	360,600	392,500		424,200
161	361,100	392,700		424,400
162	361,500	393,000		424,700
163	361,900	393,300		425,000
164	362,300	393,500		425,200
165	362,800	393,700		425,400
166	363,200	394,000		425,700
167	363,600	394,300		426,000
168	364,000	394,500		426,200
169	364,500	394,700		426,400
170	364,900	395,000		426,700
171	365,300	395,300		427,000
172	365,700	395,500		427,200
173	366,200	395,700		427,400
174	366,600	396,000		427,700
175	367,000	396,300		428,000
176	367,400	396,500		428,200
177	367,900	396,700		428,400
178	368,300			428,700
179	368,700			429,000
180	369,100			429,200
181	369,600			429,400
182	370,000			
183	370,400			
184	370,800			
185	371,300			
186	371,700			
187	372,100			
188	372,500			
189	373,000			
190	373,400			
191	373,800			
192	374,200			
193	374,700			

福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十五号

福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部
を改正する条例

(福岡県県立学校職員定数条例の一部改正)

第一条 福岡県県立学校職員定数条例(昭和二十八年福岡県条例第三号)の一部を次の
ように改正する。

第二条第一項の表中学校、高等学校及び中等教育学校の職員の項中「五、五九一人」
を「五、五五八人」に、「四六五人」を「四六七人」に、「二五四人」を「二三〇
人」に、「六、三二〇人」を「六、二五五人」に改め、同表特別支援学校の職員の項
中「一、七二〇人」を「一、七七三人」に、「三九人」を「三四人」に、「一、八〇
九人」を「一、八六七人」に改める。

(福岡県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 福岡県市町村立学校職員定数条例(昭和三十九年福岡県条例第五十号)の一部
を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

小学校、中学校及び義務 教育学校の職員	校長及び教員 養護教員 栄養教諭及び学校栄養職員 事務職員	一三、九五〇人 六九三人 二二二人 七五九人 一五、六一四人
特別支援学校の職員	校長及び教員 養護教員 栄養教諭及び学校栄養職員 事務職員	一八六人 四人 二人 八人 二〇〇人

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十六号

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察の組織及び定員に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第四十号)の一部
を次のように改正する。

第六条第一号を次のように改める。

- 一 警察官 一一、一一五人
- 警視 二七八人
- 警部 六五六人
- 警部補及び巡查部長 六、六八〇人
- 巡査 警察教養施設において新任者として
教育訓練中の者を含む。 三、五〇一人

附則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第十七号

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十号)の一部を次
のように改正する。

第六条第一項第三号を削り、同項第四号中「別表第四」を「別表第三」に改め、同号
を同項第三号とし、同条第二項中「別表第五」を「別表第四」に改める。

第九条の三第一項中「第一号」の下に「及び第二号」を加え、「第二号」を「第三
号」に改め、「(第一号)の下に「及び第二号」を加え、同項第二号中「前号」を「前

二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち薬学、栄養学、公衆衛生看護学その他の医療に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額二万九千円

第二十四条第二項中「医療職給料表(一)」を「医師職給料表」に改める。

付則第三十三項中「別表第五ホ」を「別表第四ハ」に改める。

別表第三を削り、別表第四を別表第三とする。

別表第五中ハ及びニを削り、ホをハとし、別表第五を別表第四とする。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

第二条 平成二十九年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてこの条例による改正前の福岡県警察職員の給与に関する条例(以下「改正前の給与条例」という。)

別表第三の適用を受けていた職員のうち、この条例による改正後の福岡県警察職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第二の適用を受けることとなる職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、切替日の前日においてその者に適用されていた給料表(以下「旧給料表」という。)、切替日に適用を受けることとなる給料表(以下「新給料表」という。)及び切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に対応する附則別表第一の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が定められているときは、改正後の給与条例別表第四に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

第三条 切替日の前日において改正前の給与条例別表第三の適用を受けていた職員のうち、改正後の給与条例別表第二の適用を受けることとなる職員の切替日における号給

(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧給料表、新給料表、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に依りて附則別表第二に定める号給とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される職員の新号給は、旧給料表、新給料表、旧級、新級及び旧号給に依りて附則別表第三に定める号給とする。

(切替えの特例)

第四条 切替日に職務の級を異にして異動する職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における前二条の規定の適用については、附則第二条中「切替日の前日においてその者が属していた職務の級」とあるのは「その者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に属する職務の級」と、前条第一項中「切替日の前日においてその者が受けていた号給」とあるのは「その者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に受ける号給」とする。

2 前条の規定の適用を受ける職員について、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の号給を調整することができる。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第五条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(行政職給料表の号給の特例)

第六条 附則第二条及び第三条の規定により、改正後の給与条例別表第二の適用を受けることとなる職員に係る同表の規定の適用については、当分の間、同表号給欄に百四十二号給から百九十三号給までの号給が掲げられているものとし、同表二級から五級までの欄に、職務の級及び号給に応じて附則別表第四に定める給料月額がそれぞれ掲げられているものとする。この場合において、改正後の給与条例第七条第五項の規定の適用については、同項中「最高の号給」とあるのは「最高の号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が二級から五級までであるものにあつては福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年福岡県条例第十七号)附則別表第四に定める最高の号給)」とする。

(平成三十年三月三十一日までに新たに採用された職員の特例)

第七条 切替日から平成三十年三月三十一日までの間に新たに給料表の適用を受けることとなる職員のうち、切替日の前日に新たに給料表の適用を受ける職員となつたとした場合に改正前の給与条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定（以下「改正前の給与条例等」という。）により改正前の給与条例別表第三の適用を受けることとなる職員の採用の日における職務の級及び号給は、改正前の給与条例等がおその効力を有するとした場合に、切替日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給をそれぞれ旧給料表、旧級及び旧号給とみなして附則第二条から第四条までの規定を適用したときにその者に適用されることとなる職務の級及び号給とする。

（初任給調整手当の経過的特例）

第八条 附則第二条及び第三条の規定の適用を受ける職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の改正後の給与条例第九条の三の規定の適用については、同条第一項第二号の規定は適用せず、同項中「第一号及び第二号」とあるのは、「第一号」とする。

（福岡県警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第九条 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年福岡県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「同表三級の項」を「福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年福岡県条例第十七号）による改正後の給与条例別表第四八研究職給料表級別標準職務表三級の項」に改める。

（給料の切替えに伴う経過措置の特例）

第十条 附則第二条及び第三条の規定の適用を受ける職員に対する福岡県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年福岡県条例第二十一号）附則第二条第一項（以下「平成二十六年改正条例附則第二条第一項」という。）及び福岡県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年福岡県条例第五十五号）附則第六条第一項（以下「平成二十六年改正条例附則第六条第一項」という。）の規定の適用については、平成二十六年改正条例附則第二条第一項及び平成二十六年改正条例附則第六条第一項中「引き続き同一の給料表の適用を受ける職員」とあるのは「平成二十九年三月三十一日までの間引き続き同一の給料表の適用を受け、福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年福岡県条例

第十七号）附則第二条及び第三条の規定の適用を受けた職員」と、平成二十六年改正条例附則第六条第一項中「同日」とあるのは「切替日の前日」とする。

（人事委員会規則への委任）

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表第 1 (附則第 2 条関係) 職務の級の切替表

旧 給 料 表	新 給 料 表	旧 級	新 級
医療職給料表 (二)	行政職給料表	2 級	1 級
医療職給料表 (三)	行政職給料表	4 級	2 級
			3 級
		5 級	4 級
		6 級	5 級

附則別表第 2 (附則第 3 条関係) 旧級がこれに対応する附則別表第 1 の新級欄に二の職務の級が定められている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表

イ 旧給料表が医療職給料表 (二) である職員の新号給

新給料表	行政職給料表
旧級 旧号給	2 級
1	29
2	30
3	31
4	32
5	33
6	34
7	35
8	36
9	37
10	37
11	38
12	39
13	40
14	41
15	42
16	43
17	44
18	45
19	46
20	47
21	48
22	48
23	49
24	50
25	51
26	52
27	53
28	53
29	54
30	55
31	56
32	57
33	58
34	59
35	60
36	61
37	62
38	63
39	64
40	65
41	66
42	67
43	68
44	69
45	70
46	71
47	72
48	73
49	74
50	75
51	76
52	77
53	78
54	79
55	80
56	81

57	82
58	83
59	84
60	85
61	86
62	87
63	88
64	89
65	90
66	91
67	92
68	93
69	93
70	93
71	93
72	93
73	93
74	93
75	93
76	93
77	93
78	93
79	93
80	93
81	93
82	93
83	93
84	93
85	93
86	93
87	93
88	93
89	93
90	93
91	93
92	93
93	93
94	93
95	93
96	93
97	93
98	93
99	93
100	93
101	93
102	93
103	93
104	93
105	93

ロ 旧給料表が医療職給料表（三）である職員の新号給

新給料表 旧級 旧号給	行政職給料表	
	5 級	6 級
1	27	21
2	28	22
3	30	23
4	31	24
5	32	25
6	33	26
7	34	28
8	35	29
9	36	30
10	37	31
11	38	32
12	39	33
13	40	34
14	41	35
15	42	36
16	43	38
17	43	39
18	44	40
19	45	41
20	46	42
21	47	43
22	47	44
23	48	45
24	49	46
25	50	47
26	51	48
27	52	49
28	52	51
29	53	52
30	54	53
31	54	54
32	55	56
33	56	57
34	57	59
35	58	60
36	58	63
37	59	65
38	60	69
39	61	74
40	62	80
41	63	86
42	64	91
43	65	97
44	66	102
45	68	107
46	69	111
47	70	115
48	72	120
49	73	126
50	75	130
51	77	135
52	79	139
53	82	144
54	84	148
55	86	152
56	88	157
57	90	161
58	92	163

59	92	166
60	92	167
61	93	170
62	93	171
63	93	173
64	94	175
65	94	178
66	95	179
67	97	180
68	99	181
69	99	181
70	100	181
71	102	181
72	103	181
73	105	181
74	106	181
75	107	181
76	108	181
77	108	181
78	110	
79	112	
80	113	
81	113	
82	114	
83	115	
84	116	
85	116	
86	118	
87	120	
88	122	
89	123	
90	124	
91	126	
92	128	
93	130	
94	131	
95	133	
96	134	
97	135	
98	137	
99	139	
100	140	
101	141	
102	143	
103	144	
104	145	
105	146	
106	147	
107	149	
108	149	
109	149	

附則別表第 3（附則第 3 条関係）旧級がこれに対応する附則別表第 1 の新級欄に二の職務の級が定められている職務の級である職員の号給の切替表
旧給料表が医療職給料表（三）である職員の新号給

新給料表		行政職給料表	
旧級		4 級	
旧号給	新級	2 級	3 級
	1		42
2		42	35
3		43	35
4		43	35
5		44	35
6		44	35
7		45	35
8		45	35
9		46	35
10		46	35
11		47	35
12		47	35
13		48	35
14		49	35
15		50	35
16		50	35
17		51	35
18		52	36
19		53	38
20		53	39
21		54	40
22		55	41
23		56	42
24		57	43
25		58	44
26		59	45
27		60	46
28		61	47
29		61	48
30		62	49
31		63	50
32		64	51
33		65	51
34		66	52
35		67	53
36		68	54
37		69	55
38		70	55
39		71	56
40		72	57
41		73	58
42		74	59
43		75	60
44		76	60
45		77	61
46		78	62
47		79	62
48		80	63
49		81	64
50		83	65
51		85	66
52		87	66
53		88	67
54		90	68
55		92	69

56	95	70
57	96	71
58	99	72
59	102	73
60	105	74
61	107	76
62	110	77
63	113	78
64	116	80
65	119	81
66	123	83
67	126	85
68	128	87
69	131	90
70	133	90
71	136	92
72	139	92
73	141	94
74	143	94
75	146	96
76	148	96
77	150	98
78	152	100
79	154	102
80	155	103
81	157	105
82	158	105
83	159	106
84	161	106
85	162	108
86	163	108
87	165	110
88	166	110
89	167	111
90	168	111
91	169	113
92	170	113
93	171	115
94	172	115
95	173	117
96	174	117
97	175	117
98	176	117
99	177	118
100	179	118
101	180	118
102	181	118
103	182	120
104	183	120
105	185	120
106	186	120
107	187	122
108	188	122
109	190	122
110	191	122
111	192	123
112	193	123
113	193	126
114	193	126
115	193	127
116	193	127
117	193	129

118	193	129
119	193	131
120	193	131
121	193	132

附則別表第 4 (附則第 6 条関係) 特例号給表

職 員 の 区 分	職務の級 号 給	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	106				410,700
	107				411,000
	108				411,200
	109				411,400
	110				411,700
	111				412,000
	112				412,200
	113				412,400
	114				412,700
	115				413,000
	116				413,200
	117				413,400
	118				413,700
	119				414,000
	120				414,200
	121				414,400
	122			395,500	414,700
	123			395,800	415,000
	124			396,000	415,200
	125			396,200	415,400
	126			396,500	415,700
	127			396,800	416,000
	128			397,000	416,200
	129			397,200	416,400
	130			397,500	416,700
	131			397,800	417,000
	132			398,000	417,200
	133			398,200	417,400
	134	349,600		398,500	417,700
	135	350,000		398,800	418,000
	136	350,400		399,000	418,200
	137	350,900		399,200	418,400
	138	351,300		399,500	418,700
	139	351,700		399,800	419,000
	140	352,100		400,000	419,200
	141	352,600		400,200	419,400
	142	353,000	388,000	400,500	419,700
	143	353,400	388,300	400,800	420,000
	144	353,800	388,500	401,000	420,200
	145	354,300	388,700	401,200	420,400
	146	354,700	389,000	401,500	420,700
	147	355,100	389,300	401,800	421,000
	148	355,500	389,500	402,000	421,200
再任 用職 員以 外の 職員	149	356,000	389,700	402,200	421,400

150	356,400	390,000	402,500	421,700
151	356,800	390,300	402,800	422,000
152	357,200	390,500	403,000	422,200
153	357,700	390,700	403,200	422,400
154	358,100	391,000		422,700
155	358,500	391,300		423,000
156	358,900	391,500		423,200
157	359,400	391,700		423,400
158	359,800	392,000		423,700
159	360,200	392,300		424,000
160	360,600	392,500		424,200
161	361,100	392,700		424,400
162	361,500	393,000		424,700
163	361,900	393,300		425,000
164	362,300	393,500		425,200
165	362,800	393,700		425,400
166	363,200	394,000		425,700
167	363,600	394,300		426,000
168	364,000	394,500		426,200
169	364,500	394,700		426,400
170	364,900	395,000		426,700
171	365,300	395,300		427,000
172	365,700	395,500		427,200
173	366,200	395,700		427,400
174	366,600	396,000		427,700
175	367,000	396,300		428,000
176	367,400	396,500		428,200
177	367,900	396,700		428,400
178	368,300			428,700
179	368,700			429,000
180	369,100			429,200
181	369,600			429,400
182	370,000			
183	370,400			
184	370,800			
185	371,300			
186	371,700			
187	372,100			
188	372,500			
189	373,000			
190	373,400			
191	373,800			
192	374,200			
193	374,700			